

法幣を繞る支那經濟の動向

昭和14年9月

朝鮮銀行調査課

国立国会図書館



0027825-000

DF11-17

法幣を繞る支那經濟の動向

朝鮮銀行調査課

1939. 9

ADH



三セ G 36

法幣を繞る支那經濟の動向

朝鮮銀行調査課



昭和十四年九月



例言

- 一、支那事變は東亞新秩序樹立といふ建設段階に入り、今や凡有部門に建設工作は進められ、既に着々と奏効しつつあるが、敗敵蔣政權の餘命は未だ盡さず、大陸作戦軍は廣大な戦線に行動を續けてゐる。されば作戦と建設と併行する長期戦體制は一段と昂揚せられ、所期の理想達成に邁進する所あらねばならぬ。
- 二、蔣政權の敗戦は決定的にして、而も親日新政權は漸次擴大強化され、加之中央政權の樹立運動は進捗の過程にあり、新支那の前途希望に滿つる感あるも、蔣政權の殘存勢力は輕視を許されず、殊に經濟方面に於けるその力は案外強鞏なるもの、如く、その著例として依然たる法幣の存在が擧げられる。
- 三、法幣は舊國民政府の創設に關するが、その流通の浸透に連れ民族通貨に變質し、支那大衆と密接な關係に立つに至つた。法幣が民衆に信認される現状は、法幣を通じ民衆と蔣政權との繋りを反映するに外ならず、畢竟法幣を紐帶に蔣政權が人心を收攬してゐることを意味する。茲に法幣問題が事變處理の重要事項として取上げられる事由がある。
- 四、されば蔣政權は法幣の維持に懸命となつてゐるが、相踵ぐ崩落に因つてその爲替相場は三片半の安

値を示し、或は外貨兌換停止は間近しを思はするものがあるが、法幣が貿易通貨機能を喪失することは国内流通をも阻滯する結果を醸し、延て蔣政權の經濟的基礎を崩壊に導く、従つて蔣政權は法幣の維持に躍氣となつてゐるが、法幣の崩落は必然的な運命である。然るにそれを防止してゐるのは英國の援助が與つて力あり、斯くて法幣は英國系通貨の色彩を濃化し、その動向は支那に於ける實際情勢の推移を物語る。

五、事變以來我國の法幣對策は種々論議されたが、中國聯銀及華興銀行の設立された今日に於ては、是等兩行の圓滿なる發達を促進する反面、打倒法幣に向つて邁進するに一決し、法幣今日の顛落状態は正に我方攻勢の產物と解すべきである。即ち、日支の通貨戰に於て我方の勝利を意味するが、地下的支援に止つてゐた英國が登場するに及び、事態は日英の通貨戰と化して終つた。而して英國を先達とする列強の法幣援助は、それ等の國々の極東外交、否世界政策の表はれにして、事態は本質的に取上げて善處するが肝要なるを思はず。

六、法幣延命の窮餘の策として種々な方策が採られてゐる、滙割或は新滙割制度の創設の如きはその甚しき例にして、嚴密に解するならば法幣制度は一角を崩壊したものであるが、支那の無組織經濟體制はその缺陷を暴露するに至らない。然し上海に於ける畸形的デフレと輿地に於ける惡性インフレ徴候とは、早晚通貨方面に發端する支那經濟の混亂を爆發せしむるだらう。

七、法幣は没落の運命にあるとは雖、列強の支援が厚さを加へつゝある現状に於ては自然的没落には時日を要し、之を放任することは我方としては事變處理を遷延する結果ともなり、斯くて作戰を進めると同様の見地に於て打倒法幣に前進が要請せられる。

八、本書は法幣問題の關し解説する所あつたが、素々本書執筆の動機は事變發生以來當課に對し公私に亘り法幣に關する種々紹介質問があり、是等に對しその都度應答し來りたるも、その餘りに頻繁なるに鑑み、今後の應答に資すると共に行内の資料とする見地より、極く通俗的に法幣問題に關し記述し且つ所見を加へたものに過ぎず、之より正確なる調査、又は研究的なものは意圖しなかつた。従つて記述に當つては公刊されたものを資料とし、多少特殊的情報を入手したが是等は態と避けて置いた。而して法幣問題に關する論述は汗牛充棟言ならざるものがあるが、本書は多少系統的に記述した點に於て幾分參考に供し得ると思ふ。勿論法幣に之を繞ぐる内外情勢は時々刻々變化し居るに付、従つて本書の刊行せらるゝ際は、更に著しき變化を豫想し得る所なるが、本書は本年八月末頃までのこの實狀を記した。

九、尙本書は課員川台彰武擔任し意見に涉る部分は同行員のものである、爲念附記す。

昭和十四年九月

DF11
17

次

目次

一、法幣問題の意義……………一

二、幣制改革前の支那通貨……………五

三、幣制改革と法幣……………一二

四、事變と法幣……………二六

五、中國聯銀の創設と舊法幣(第一次崩落)……………三三

六、華興商銀と法幣……………三八

七、法幣と物價……………四五

八、法幣と支那の國際貸借……………六四

九、法幣と匯割……………七六

十、法幣と外國關係……………八五

十一、法幣の崩落(第二、三次崩落)とその現狀……………九八

十二、法幣と對支通貨工作……………一〇五



81W52386

~~850664~~

法幣を繞る支那經濟の動向

一、法幣問題の意義

支那法幣の動向は世界視聽の焦點と化してゐる。何故にか？それは法幣の低落に依り新東株が亂騰すると云ふやうに、敗敵蔣政權の耐戦力のバロメーターであり、又東亞新秩序建設を阻ばまんとして援蔣政策に寧日なき英國の極東政策の端的表現なるからである。寔に法幣の瓦壊こそ蔣政權の崩壊を意味し、東亞大陸に於ける英國勢力の敗退を證するものである。

然らばどうして法幣は舊政權の生命線であり、英國の極東外交防衛の楯であるのであらうか。それは兩者の血であり肉であるからと簡単に答へられるであらうが、それを別な辭で言ひ表はすならば、法幣は蔣政權の権力と財力の表徴、英國の極東政策の彈丸に外ならないからである。

法幣とはリーガル・テンダーの謂ひであつて、日本式に云へば法定貨幣の略稱とも申すべきで、その法幣は紙と輪轉機に依つて造出される紙幣に過ぎないのであるが、蔣政權唯一の貨幣なる點に於て「紙幣」以上の力を有つてゐるのである。

そこに法幣の法幣たる所以を認めねばならない。法幣が「紙幣」以上のものであるといふことは、それが未だ依然購買力を有つてゐるからである。支那最大の商港たる上海に於て「紙」である法幣に依つて物

が買へる、この事實は何を語るか。由來支那では軍閥とか地方の権力者は今日謂ふ法幣のやうな紙幣を發行してゐた。然しそれは軍閥とか権力者が威勢の良い時のみ流通、即ち物が買へたのであつて、一朝内亂とか私闘ある場合は未だ何れが勝つか勝敗不明の際に於て、民衆はその紙幣では物を賣つて呉れなかつた。即ち戦争は直に紙幣の信認喪失を齎したのであつた。然るに今日の蔣政權は略完全に敗けたといふことが民衆の間に判つてゐるに拘らず、法幣は法幣として流通してゐる、それは法幣に對する民衆の信認を表はすものであつて、そこに從來支那の歴史ではあり得なかつたことが見出される。それは蔣政權の権力が未だ民衆に浸透してゐる反射作用とも云ふことが出來やう。更に深く探るならば、法幣が半英國の通貨と化して居り、之に民衆が期待を繋いでゐるからだとも云ひ得るだらう。されば法幣は單なる「紙」でなく、信認された交換要具たるのみならず、物が買へるといふ交換價值のあることよりして財産通貨として君臨してゐるのである。

素より蔣政權權力の反射作用、或は英國の援蔣態度と云つたやうな唯心的原因のみが、法幣を通貨として支へてゐるのではない。信認と云ひ、信賴と云ひ所詮理念に過ぎない。従つてそれを裏打ちする物質的なものがなければならぬ。然り、法幣は物質的基礎を有つてゐる。それは外貨兌換に外ならないのである。寧ろ法幣がその脆弱性を指摘されながら今日迄命脈を保つ所以のものは、法幣に依つて外國爲替が買へることが有力な支柱を爲して居ると觀るべきであらう。

斯くて法幣は民衆の信認、英國の援助及外貨兌換といふ三角形を底邊とする蔣政權の管理通貨なることが窺へた。換言すれば法幣は舊政權の政治的通貨であり、英國の買辦的貿易通貨であり、或程度の實質價值を有つ管理通貨である。法幣が斯かる綜合的基礎の上に立つことは、その將來を判斷する場合、事を簡單に決することの不可なるを覺らしめずには措かないものである。

事變勃發以來、法幣は敵性通貨なるが故に、我經濟工作の排撃對象とされ來つた。事變が全體戦争の性質を帯びる當然なことではあるが、這次事變は支那民衆を敵とするものではない、成程法幣は蔣政權の通貨として誕生したが、既に民族通貨の段階に進んでゐた。従つて法幣に代るべき他の通貨を與へずしてそれを打倒することは、善良なる民衆の疲弊困憊を齎すのみである。故に法幣の排撃と併行して新通貨工作が進行せねばならない。その要求に應じたものが北支に於ては中國聯合準備銀行の創設とその銀行券の發行、中支に在つては華興商業銀行の創立とその銀行券の發行である。是等二銀行の出現とその後の経過は必ずしも順調とは云へないが、法幣の貨幣的地位を喪失に導き、次で民心をして蔣政權より離反せしめ、更に新政權に對する信賴を繋がしむるに相當の意義効果のあつたことは否定出來ない、他面それは蔣政權に對する通貨闘争力の發揮となり、その深刻なる打撃は大なるものあり、之が延て法幣没落の主因となつたことは周知の事實である。

最近の法幣は末期的現象を呈しその餘命は永からざるを覺へるが、完全に餘命が制せられる日は何時

であらうか、詰り法幣が曾ての奉天票のやうに反古と化するか否か、又その時期如何は最關心を要する問題であらう。而して「反古」と化すると謂ふことは、第一に外貨兌換を停止すること、第二には民衆の信認を喪ふことである。法幣はその創設當初に於ては一元が一志二片半であつた、それが漸次低落し最近は三片臺となり、その對外價値は八割の低下となつてゐる、この三片の相場とて英國の援助を俟つて維持されて居り、先行不安は一般の見込みである、従つて二片、一片と下落した曉に於ては心理的不安が増大し、相場如何に拘らず法幣の外貨取付となるであらう。そのやうな時には法幣は流通力を喪ふに至るであらうが、斯かる場合都市と奥地とを分けて考へねばならない。元來都市に於ける法幣の信認は外貨兌換といふ物的基礎に支持されて居り、外貨兌換の停止即法幣の没落となる、この場合は換物運動が起り悪性インフレの示現となるが、北支は聯銀券が普及し居れば法幣の敗退が決定化するだけであつて事態は急激に變化しない。問題は中支殊に上海であるが、斯様な時に民衆が華興銀行券の使用に馴れるならば宜いが、然らざる限り悪性インフレの發生となるだらう、その結果は蔣政權の財經力は破綻するに至る。他面奥地に於ては法幣の外貨兌換停止の影響は緩慢と觀るべく、就中軍票或は華興券が侵透する間は、依然法幣は流通力を持つであらう、只、物價騰貴のみが深刻化することは必至である。然し早晚その流通が忌避されることは豫想される、されば法幣の生死は外貨兌換の可能と、それが或程度の相場を維持安定するか否かに關はる。

斯くて法幣の動向は蔣政權の運命を決し、英國勢力の消長を物語ることが示唆されたと思ふ。だがこの豫備的な記述を更に掘下げることに依つて、法幣問題の重大性は一層明となるであらう。

二、幣制改革前の支那通貨

法幣制度は舊國民政府時代に創設されたものであるが、それは舊國府の權力を以つてして初めて爲し遂げられたものであることを認めねばならぬと共に、法幣の出現が舊國府の政治的統一力を補強したことも認むるを要する。現在の重慶政府がその政治經濟上の脆弱性を未だ暴露するに至らないことは、法幣制度が與つて力あること顯著な事實と云ふべく、即ち舊國府は法幣を紐帶に民心を收攬し、以て政治力の統一を期した一方、金融統制力の確立を通じ財界の支配權を把握したものである。斯様に法幣制度は支那としては劃時代的な業績であつたことは争はれない。この間の事情を識る爲には幣制改革前の支那貨幣制度を一瞥する必要がある。

支那の幣制は古くから混亂を極めたことは既に著名にして、「十回兩替一文なし」の辭は克く這般の事情を表はして餘りあらう。蓋し諸種の硬貨や紙幣とが入り亂れその間の不統一は極まりなく、相互の交換價値は時と所に依り刻々變化し、而も交換の度毎に減價されるといふ實狀であつた。従つて民衆の貨幣觀念は頗る鋭敏にして、その反面投機心の旺盛を齎してゐた。支那人は投機の人材なりと謂はれてゐるが、それとても前述のやうな幣制の紊亂に對する自己防衛に發端するものと謂ふべきである。

歴代王朝とて幣制に無關心であつたものではなく、各王朝共に統一を工作したもの、如きであるが、會てそれが成功したことがない。それは何を語るかと云ふに、如何なる権力も貨幣を創造し得ることなく、所謂貨幣支配権は常に民衆の掌中にあつたことを意味する。之れ支那の通貨が民幣と謂はれる所以であり、又支那大衆がメタリストたりし所以でもある。換言せば實質價值を有つことに依つて貨幣たることが保證され、そこには権力は何等及び得なかつた。即ち經濟と政治とは別箇な存在であつた。と云ふよりも、貨幣の前には政治は無力を啣つ外なかつたものである。されば四千年の歴史と傳統とが貨幣たるか否かを決し、制度は何等物を云はなかつた。その結果貨幣の混亂は愈々複雑を加へてゐたのである。

とは雖支那は銀貨國と謂はれたやうに、銀本位國として銀系通貨が交換要具の王座を占めてゐた。然しそれとても都市に於てのみであつて、奥地は銅本位の貨幣經濟にあつたのである。パール・バックの大地に於て阿蘭が長男を生んだ時、夫の王龍は彼女に銀貨を與へた、その時「あたしが銀貨を持つのは生れて初めてです」と語つてゐるが、この微笑しき風景の内に支那の奥地は銅貨經濟にあつたことか窺へるであらう。否奥地のみでなく、都市に於ても下層階級は銅貨に依つて収入を得、銅貨に依つて物を買つてゐたものである。従つて支那を簡單に銀本位國と看做したのは正確ではない。今法幣創設前に於ける支那の通貨を概観するに、

イ、銀系硬貨とその代表紙幣—銀系硬貨は秤量貨幣として銀兩、鑄造貨幣として銀元が各種あり、銀元紙幣は各銀行が發行してゐた。

ロ、銅系硬貨とその代表紙幣—銅元は各種各様あり、銅元紙幣又然りであつた。

ハ、補助銀貨及其の代表紙幣—銀元の補助銀貨として銀角がある、然し實際は實價に近い市價に依り授受され、銀角はそれ自體本位通貨と化してゐた。銀補助紙幣も同様の關係にあり、その發行機關は多數あつた。

ニ、制錢及其の代表紙幣—制錢とは方孔ある銅錢を謂ひ、清朝以前に於ける唯一の鑄貨であつた。又各王朝は之を法貨として使用した歴史がある。

と大體四系統に大別され、その内イ—ロが代表的なものであつた。

遠い過去に溯ることなく、又對外經濟と縁遠い奥地の貨幣事情は姑く置き、幣制改革前の通貨狀況を大都市に付て述べることにする。

前述のやうに大都市は所謂銀經濟が營れ、而も一九三三年四月の廢兩改元に依つて「兩」制は廢止され銀元本位になつてゐた。即ち舊國民政府の命令に依つて秤量貨幣たる馬蹄銀は貨幣たる地位を奪はれ、銀元(一元銀貨)が之に代ることになつてゐた。

これにはもう少し説明しなくてはならぬ。元來「兩」は重量單位であるが、歴史的發展の結果として通

貨を意味するに至り、同時に上海とか天津の固有名詞を冠した場合、馬蹄銀の品位と重量とが盛られてゐた。而して馬蹄銀は政府の鑄造する所に非ずして民間商人が行ひ、即ち私鑄であつてその取扱ひは總て信用に依つて行はれ、他方「上海兩」と云ふやうな「重量と品位」とは商務總會(商工會議所)の決定したものである。従つて上海兩と天津兩との取引は比價變動があつた。又銀元は清朝、北京政府の鑄造のもの、或は外國銀貨が流通し、是等は品位重量が異なる故に實價を以て取引されてゐたが、その使用範圍は小口に限られる爲、地方鑄造銀元を除き多くの場合額面流通をしてゐた。而して「兩」と「銀元」とは毎日比價變動があつた。そこで上海を例として云ふならば

イ、大口取引(外國貿易、國內商業、不動産賣買)は「兩」によつて居り、「兩」本位と看做された。

ロ、小口商業取引は銀元に依つてゐた。

ハ、銀元を代表する紙幣として各銀行券が流通し、小口取引の多くは之に依つてゐた。

ニ、銀行とか貿易商は銀行券の授受を爲したが、その手持は極力避けられ、その日の中に銀兩或は銀元に代へてゐた。

ホ、補助通貨として貳角銀貨が流通した。然し之は銀元の補助貨ではなく、彼我に比價があつた、貳角銀貨の下位通貨として銅幣があり、是等は何れも補助貨作用を爲してゐた。

右の如く取引の分野に應じ相互に比價變動する通貨が使用され、その間爲替變動に善處することなく

ば正に「十回兩替一文なし」に遭ふのであつた。之に統一を與へたのは廢兩改元にして、法制上「兩制」は廢止され舊國府鑄造の銀元が創設され、之が全國的に劃一性の通貨と化したのであつた。斯くて銀元本位制が確立し、舊國府は歩一步通貨支配權の獲得に前進してゐたのであつた。即ち銀貨一元は所と時間を超越して一元として價値を有するに至り、通貨價値變動から來る不便は除かれた。

支那が廢兩改元に依つて銀元本位國として確立したることを目し、單に過去の歴史的な銀元本位國の體制を備へたに過ぎないと云へないこともないが、歴代政府が之を爲さんとして爲し得なかつたとに省みれば、一つの大きな業績であつたことは争へない。

そこに後日の幣制改革が芽生へてゐたことは見逃されず、又孫文以來の貨幣高權確立の一途として廢兩改元を斷行したことも窺知されざるを得ない。元來通貨の混亂は民衆にとつては不便なことには違ひなかつたが、それは逆に投機の餘地を貽す妙味があり、而も貨幣賣買を業とする錢舖、否支那の商賣人は物品の賣買業者であると共にその大半は貨幣の投機をしてゐたことよりして、通貨の混亂は寧ろ望む所であり、利害上その統一は忌避され、その故に通貨の支配權が政府に歸しその統一されることを否定せられ、この反對勢力の前に過去歴代の政府は幣制工作を放棄する外なかつたものである。換言すれば、過去に於ける歴代王朝は財政の補顛策として屢擧取的な通貨政策を採り、爲に民衆はその暴政に反抗し權力を以て創設された通貨の授受を拒否するを傳統とするに至つたが、それは同時に通貨不統一の間隙

に乗ずる投機の習性を馴致し、それが嵩ずるに及び投機を抑止する結果を齎すが如き幣制工作には如何なる場合も反對する、即ち利害の前に國家なきことの國民性を露呈し、而も政府はそれに屈服し來つたものである。

されば廢兩改元と云ふ劃一銀元制の樹立は之を大きく評價されたものである。

斯くて一九三三年四月以來銀硬貨は銀元に統一されたのであるが、補助通貨は創設されず、又銅元取引は依然行はれ、而も銀元と銅元とは比價があり、眞の銀貨本位制とは云へなかつた。他面銀元を代表する紙幣の流通は漸増しつゝあり、その發行機關は中國銀行を首めとし、舊國府機關銀行たる中央銀行及各商業銀行は勿論、各地方軍閥及總務商會等も紙幣を發行し、紙幣に關する限り依然不統一極りなく、殊にそれは何等の實質價值を有せざることよりして、事情を識らざる者は不測の損害を受けた。例へば筆者は一九三四年濟南郵便局に於て中央銀行券の受入れを忌避された經驗を有つてゐるが、當時に於ては舊國府系の中央銀行券も信用はなく、中、北支に普遍的に流通したのは中國銀行券であつたが、それとても發行地名が券面に記入されて居るもの多く、爲に流通地域は自ら限定されてゐた。従つて銀行とか貿易商は一應銀行券を授受したが、その手持を避け日々の最後の決済は銀元とすべく、手持紙幣を銀元に替へてゐたものである。

以上に依つて幣制改革前の通貨狀況は窺へたと思ふが、要之、銀貨本位制は確立したが、それは秤量

貨幣を銀元に統一したに止り、銅系通貨は依然亂雜たるものあり、加ふるに紙幣は愈混亂しその發行機關の集中は急務とされてゐたものである。

因みに一九三五年に於て計數を發表してゐた發券銀行は三十五行あつた、之れ以外にも發券銀行又は發行機關のあつたことは勿論にして、その發行高は漸増してゐた。

支那銀行の各年末發券額 (單位一千元)

	A	B
一九二九年	三五〇、二三六	不明
一九三〇年	四一二、九六九	不明
一九三一年	三九三、三六八	不明
一九三二年	四三〇、四八三	四五二、五九〇
一九三三年	四九四、一一三	五三五、一九一
一九三四年	五六三、〇六八	六二二、五二二
一九三五年	七八二、三六六	八六七、九八四

註 A は在上海十六銀行のみ(中央、中國、交通、浙江興業、中國實業、四行準備庫、四明、通商、墾業、中國農工)
B は(全國支那銀行分)

三、幣制改革と法幣

支那は一九三五年(昭和十年)十一月三日幣制改革を斷行した。之に至る迄の經過事情は複雑にして今その詳細を述べること避くが、一言にして蔽へば、經濟的原因と政治的意圖の結果と云ふことが出来やう。

先に政治的意圖を略述する。舊國民政府は成立以來民族國家體制の整備を期してゐた。貨幣支配權の獲得は關稅自主權の接收と相俟つて、經濟方面に於ける最大の目標であつて、夙に孫文は國民黨是たる建國方略に於て貨幣高權(貨幣支配權)の獲得を強調し、従つて黨國政府はそれを傳統とせざるを得なかつた。一國の政府が貨幣に關し何等の權力を有たないことは、それ自體政府の畸形的存在なることを證明する。況や近代國家體制の全面的整備を急いでゐた當時の支那としては、幣制の確立とその權力の國家集中を期したことは強ち否定されないものであつた。幣制改革前の貨幣状態に對し、種々な見解と對策とが唱導されたが、章乃器の次の言葉は興味があつたものである。即ち「支那社會の全貌は、國內各地に於ける貨幣制度の複雑した状態からして其の大略を見ることが出来る。在支外國金融勢力の膨脹につれて、廣東、廣西、雲南、天津、上海等の各地に帝國主義の銀行券が發行されてゐるが、これは正に支那社會の半植民地性を反映したものである。各地の軍閥は其の割據的勢力範圍を利用して各自紙幣を發行し、一圓銀貨、十錢銀貨、銅貨を鑄造してゐる。之は割據的封建勢力が依然として存在してゐるこ

とを明かに物語るものである。下つて見れば、各地方の豪商、富豪、高利貸は各種各様の私票(私札)を發行することが出来るが、之は即ち封建制下に於ける商業資本が支那に於ては未だ非常に大きな勢力を擁して居ることを證明するものである。即ち章乃器は支那貨幣制度の混亂を半植民地性、封建性及地方的分散性の三つから生れる産物と解してゐた。その言葉の裏には、かるが故に貨幣制度の統一に依る貨幣權力の政府集中の必要なることを力説してゐたのである。

支那に於て幣制改革が唱へられたことは新しいことではなく、既に清朝末期から幾度かその提案があつた。然るにそれは前述した諸事情に基き遂ひに實現を見るに至らなかつた。而して過去の幣制改革案は政治的目的に發すること薄く、銀價低落の影響を免れんとする經濟的事由に依つた、従つて改革案の多くは金本位制への移行を内容としたものである。今過去に於て公式的に取上げられた改革案を年代的に紹介せんに、その主たる提案とその主旨は次の如くであつた。

- (一) 一八九五年 湖橘棊—金、銀貨よりなる劃一的通貨制度及國立發券銀行
- (二) 一八九六年 盛宣懷—京平兩制と國立發行券銀行
- (三) 一八九七年 楊宜治—金磅(英貨)制
- (四) 一九〇三年 ロバート・ハート—金爲替本位制
- (五) 一九〇三年 胡惟德—金本位制

- (六) 一九〇四年 チェンクス—金爲替本位制
- (七) 一九〇五年 張之洞—銀兩貨制
- (八) 一九〇七年 度支部—金本位制
- (九) 一九一二年 ヴイツセリング—金爲替本位制
- (十) 一九一八年 曹汝霖—金本位制
- (十一) 一九一八年 阪谷界爵—支那政府の依頼に依れど議合はず中止す(當時東京商業會議所は日本金圓制を提案してゐた)
- (十二) 一九一九年 財政會議—金本位制
- (十三) 一九二八年 全國經濟會議—廢兩改元、漸進金本位制
- (十四) 一九三〇年 ケメラ—委員會—漸進金本位制
- (十五) 一九三〇年二月 海關金單位の採用(ケメラ—案の漸進的實行)
- (十六) 一九三四年 彭學沛—金本位制

右の改革案は代表的なものゝみにして、他に幾多の提案があつたが、その何れも失敗に歸したことは云ふまでもない。而して右提案者の意圖は銀價低落の影響より逃避せんとすることに出發するが、舊國府成立後に於ては多分に政治的性質を有つてゐた。

翻つて惟ふに、支那の本位通貨であつた銀の價格は十九世紀以來崩落の一途を辿り、爲に支那經濟は多大の影響を甘受せざるを得なくなつた。それ故に幾多の幣制改革が提唱されたのであるが、實は銀價低落は支那産業の開發を促進する結果を齎してゐた。蓋し歐洲大戰前及その直後に掛けての世界は、通貨の對外價値を高くするといふデフレ政策が財經政策の基調となつてゐたが、物價低落に基因する不況の襲來は各國爲政者をしてリフレ政策の不可避を自覺せしめたが、この限り支那は銀價低落の恩恵を享け、永年の間世界に超然として「名譽ある孤立の繁榮」を持続し得たのであつた。従つて適度の銀價低落は寧ろ支那の望む所であらねばならなかつた。されば一九三三年十二月以來採り來つた米國の銀價吊上政策が徐々に奏効し、銀價の世界的反騰が生ずるや、支那は繁榮より逆轉して不況の嵐に見舞はれるに至つた。因みに銀價は一九二〇年に三八片、一九二五年三一片であつたが、一九三一年一二片と激落し、一九三五年には二四片に反撥してゐた。

銀高に基き支那經濟は猛烈なデフレ現象を惹起し、それは深刻を加へるに従ひ遂に恐慌にまで發展してゐた。即ち爲替高は必然的に貿易を萎縮せしめ、又物價の崩落を導き、爲に貿易貸借は愈惡化し、それに連れ金融は逼迫し、その結果新興工業は萎微沈退し、他面物價安は農村經濟を壓迫し之が延ては都市の全面的不況を誘致し、右に伴ひ銀流出は一層拍車を入れることに依つて恐慌は循環的に深刻擴大してゐたのである。由來シルヴァーメンは「銀高は銀貨國の購買力を増進する」と謂ひ、従つて銀高は支那

貿易の輸入を増大し、輸出を減少すると謂ふ理論の成立となるが、事實は逆にして銀高は支那購買力の減殺となつて表はれたのである。當時の恐慌様相を二、三の計數に就て観る。即ち貿易の萎縮は深刻なものがあつた。

支那對外貿易 (單位千元、滿洲を除く)

年次	輸 入	輸 出	總 額	輸 入 超 過
一九一三年	七九一	一〇〇	五三三	一〇〇
一九二〇年	一,〇〇六	二七	一,〇三三	一〇〇
一九二三年	一,二五五	一五	一,二七〇	二三三
一九二六年	一,四七六	一八七	一,六六三	二六二
一九二九年	一,六二八	二〇四	一,八三二	三三八
一九三〇年	一,七三三	二七	一,七六〇	四四七
一九三一年	一,九九八	二五二	二,二五〇	五八二
一九三二年	一,五三二	一九二	一,七二四	六三六
一九三三年	一,三四五	一七〇	一,五一五	七四四
一九三四年	一,〇三〇	一三〇	一,一六〇	九〇二

一九三五年 九一九 二二六 五七六 一一〇 一,四九五 一三三 三三三 五九五

右の如く輸出入共に著減した。入超は絶対額は減少したが貿易の萎縮に對比すればその與ふる影響は大なるものがある。

右の結果として國際貸借は悪化し、銀の入超國が一轉して出超國となり、それに依り支拂超過をカバーする外はなかつた。

自一九三〇年至一九三五年支那の國際貸借

一、受 取 勘 定 (單位百萬元)

項 目	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
(一) 商品輸出	一,三四三	一,三二六	七六〇	六二八	五五二	五七五
(一)ノ(二) 右價格の調整	三四二	三四九	一五四	六一二	八〇三	八六四
(二) 華僑の送金 (密輸を謂ふ)	三六三	三五九	三七〇	一〇〇	二五〇	二六〇
(三) 外國投資	一〇一〇	四三六	六〇〇	三〇〇	八〇〇	一四〇
(四) 外人在支消費	二八〇	二六七	二七九	二五〇	一八〇	一五〇
(五) 不明並に雜收入	一五三	八二〇	五五、六	二八七、六	—	—
(六) 金の輸出	四七四	二二一〇	二〇五〇	一八九四	一一五	六八〇

(海關經由)	二四九	—	—	—	—	
(密輸出)	三三五	—	—	—	—	
(七) 銀の輸出	—	—	—	—	—	
(海關經由)	—	—	—	—	—	
(密輸出)	—	—	—	—	—	
合計	二四二六五	二六四六七	一八五九〇	一六〇九二	一五二六九	
二、支拂勘定 (單位百萬元)	—	—	—	—	—	
項 目	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
(一) 商品輸入	一九四六	二二四二	一六五〇	一三四五六	一〇二九七	九一九二
(二) (一) 右價格の調整 (密輸出を謂ふ)	—	四六八	三三〇	三四六	一五四五	二二〇〇
(二) 外債元利拂	二二四	一三五、一	九〇〇	九三〇	一二六	二〇七四
(關稅擔保)	—	—	—	七五、六	七五四	—
(鹽稅擔保)	—	—	—	一一四	七一	—
(鐵路擔保)	—	—	—	六〇	一八、五	—
(棉麥借款)	—	—	—	—	一一六	—

(三) 事業投資	一九〇	—	—	—	—
(四) 在外支那人支拂	三三〇	一七五	一八〇	六〇	六〇
(五) 外人事業益	二九〇	八七三	八三〇	三〇〇	二〇〇
(六) 資本逃避その他	—	六五、五	—	—	一四、〇
(七) 銀の輸入	一〇〇、五	七〇、三	—	—	—
合計	二四二六五	二六四六七	一八五九〇	一六〇九二	一五二六九
					一五六九六

右の結果上海在銀高は激減しつゝあつた。

右の如く減少してゐたが、他面一九三二年頃から奥地より上海への銀集中が毎年相當額あつた事を遺却してはならない。而して輸出筋は外國銀行を主としたが、支那側銀行が輸出し得なかつたのは發券準備の束縛を受けたからである事は勿論である。

斯くて恐慌の發展に連れ、支那經濟は絶望の深淵に立ち、この救濟對策は舊國民政府の政治的生命に關する所となつた。既に對策は支那幣制の確立、而もそれは銀より分離した内容であらねばなかつた。然しそれは不可能を強ひるものにして、又それを強行することは政府の瓦解を意味するものであつた。されば舊國府は漸進的對策の擧に出でた、今幣制改革に至る迄に採つた措置を列擧すれば次の如くにして、却々深慮遠望なるものがあつたことが窺へる。

- イ、外國爲替管理令—一九三四年九月八日—實需以外の投機又は思惑に依る銀流出を抑制するを目的とす。
- ロ、標金取引外貨決済禁止令—同年九月八日—標金取引(金地取引)を現物決済とせしめ思惑取引を抑制するを目的とする。
- ハ、銀輸出税の引上と平衡税の新設—同年十月十五日—銀流出を防止するを目的とする。
- ニ、海外旅行者携帯銀制限—同年十月三十一日
- ホ、國內銀移出許可制度—同年十一月二十二日
- ヘ、滿洲向銀移出の許可制度及同地向旅行者の携帯銀制限—同年十一月二十七日
- ト、密輸銀を取押へた者の賞金規定及密輸者への嚴罰規定—一九三五年一月二十五日
- チ、金融顧問委員會の創設—同年一月二十九日—金融恐慌を克服する爲の官民を以てする委員會
- リ、銀輸入獎勵辦法—同年二月十九日—新規輸入銀の再輸出に關する特點の賦與
- ヌ、銀流出防止に關する外國銀行のモラルサポートの協約—同年四月十九日
- ル、發券統一工作

A、中央銀行の増資—二千萬元を一億元とし、その強化を期す—この銀行は舊國府の機關銀行—一九三五年三月實施

B、中國銀行の増資と政府支配の確立—一九三四年三月—二千五百萬元を四千萬元に増資し、舊國府は株式の過半を有ち經營を支配す

C、交通銀行の同右—一千萬元を二千萬元とし同右の工作を爲す

D、發券銀行の統制—一九三四年二月—發券權を有するも休業又は發券を開始せざる銀行に對する發券の停止—一九三五年二月—兌換券發行辦法—一九三五年四月

即ち舊國府は銀流出を防止しつゝ、管理通貨の創設を論じ一方、發券制度の集中を期しつゝあつたのである。然し銀流出は却々熄まなかつた、それは海外銀價と支那爲替(支那國內銀價)との鞘が擴大したことに發見せられる。即ちその鞘は次の如くであつた。

一、上海對英爲替相場と銀貨の差額 (單位ペンス)

年	月	理論的平價		市價		平價と市價との差		差額の百分率		平衡税	
		最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
一九三四年	一〇月	二〇四	一九三	二七九	一五〇	五四	二二	三五・八	二三	一四〇・〇	四七五
同	十一月	二〇七	一九一	二六五	一五九	四二	三二	二六・〇	一九五	八二五	六二五
同	十二月	二〇四	一九六	二六九	一六三	三九	二九	二三・九	一七三	七〇〇	五二五
一九三五年	一月	二〇三	二〇〇	二七九	一六八	三三	二四	二〇・〇	一三二	六二五	五七五

一九三五年二月	二一〇	二〇〇	一九〇	一七三	二七	二〇	一五七	一〇三	五七五	五七五
同 三月	二三七	二二一	二〇四	一八七	四二	一六	二三三	八三	六七五	六七五
同 四月	二九七	二三二	二〇六	一八二	九一	四四	四四〇	二三四	六七五	六七五
同 五月	二九〇	二六五	二〇五	二〇一	八七	六四	四四五	三一九	六七五	六七五
同 六月	二七八	二五三	二〇六	一九三	七六	五九	三七八	三〇二	六七五	六七五
同 七月	二五七	二四七	一九二	一八〇	六七	五八	三七二	三〇四	六七五	六七五
同 八月	二四八	二三三	一八四	一七四	六九	五六	三九二	三二〇	六七五	六七五
同 九月	二四二	二三五	一八九	一七八	六一	五〇	三三九	二六五	六七五	六七五
同 一〇月	二四三	二三七	一八八	一四九	八九	五一	五九五	二七二	六七五	六七五
同 十一月	二三八	二三五	一五〇	一四四	九五	八七	六五八	五八二	六五〇	六七五
同 十二月	二三六	一七〇	一四五	一四四	九一	二七	六三〇	一八八	五七〇〇	九七五

右の現象は米國の銀價吊上に發する海外の銀高に、支那經濟が追隨し得ない結果として起つたものである。されば支那としては銀より離脱することが窮狀を打開する唯一の方途であつた。

斯くて謂はゆる幣制的改革の準備的的工作は進められてゐたのであるが、素よりその實行は支那單獨に爲し得ず外國依存を必至とする、事實舊國府は外國援助を工作してゐたものであつた、その希望に應じ

英國大藏省財政諮議リース・ロス及英蘭銀行員ロチャースは渡支し、その示唆に基き問題は時期に置かれてゐたのであつたが、時偶々汪精衛の遭難事件あり、之が色々なルムマアを生じたる爲、その實行を速め舊國府は遂に一九三五年十一月三日幣制改革を發表し、翌四日より之を斷行するに至つた。斯かる経過を以て法幣は誕生したのであるが、表面的に觀察するならば銀本位を離脱し管理通貨とせしむる迄の工作は慎重なるものがあつたと云へるが、その腹を解剖してみれば國內統一を目的とし、而も幣制改革後に於てはそれを機縁に抗日の前進を企圖したことは争へなかつた。茲に法幣を純經濟的に觀ることの不可なることが暗示されると同時に、事變後の法幣の性格又はその將來が豫約されてゐたことに氣付かねばなるぬ。

幣制改革の要旨は法幣の創設、發券銀行の統制（中央、中國、交通銀行券を法幣とし、後日中國農民銀行券を加へた、この農民銀行は軍事委員會に直屬し、共匪討伐に利用してゐた）現銀の國有及外國爲替の統制賣買を内容とするものにして、當時に於ける財政部長佈告の要點を掲げば次の如くである。

幣制改革に關する財政部長佈告（一九三五年十一月三日）

- 一、本年十一月四日より、中央、中國、交通三銀行の發行する紙幣を法幣となす。凡ゆる租税の納付及び一切の公私の金額の收支は一切法貨のみを以てし、現銀を行使するを得ず。違反者は全金額を沒收し、以て銀の密輸出を防止す。若し故意に隠匿し、或は密輸出を意圖したるものは「危害民國

緊急治罪法」に準照して之れを處分す。

二、中央、中國、交通三銀行以外にして、曾て財政部の許可を経て發行せる銀行紙幣にして、現在流通のものは、従前通りの行使に照して許可す。其の發行金額は、十一月三日現在の流通總額を以て限度となし増發するを得ず。財政部は期限を擇定して逐次中央銀行の紙幣を以て兌換し且つ流通總額の法定準備金、既に印刷せらるも未發行の新紙幣及び既發行にして回收せる舊紙幣も共に、悉く發行準備管理委員會に交付して保管す。許可印刷中の新紙幣を印刷の完了の時を俟つて全部同會の保管に移す。

三、法貨準備金の保管及び其の發行、回收、兌換事項は、發行準備管理委員會を設置して之れを處理せしめ、以て確實なることを明らかにして、信用を鞏固にす。該委員會章程は別に公布す。

四、銀行、錢莊、商社、商店及び其の他の公私機關或は個人所有の銀本位貨幣或は其の他の銀貨、地銀等の銀類は、十一月四日より發行準備管理委員會或は其の指定の銀行に交付して、法貨に兌換すべし。銀本位貨幣の額面通りに依つて兌換するを除く外、其の他の銀類は各々其の實際の銀含有分量に應じて法貨に兌換す。

五、従前の銀本位貨幣單位を以て締結せる契約は、各原定の金額に基き、満期と共に一切法貨を以て決算し、之れが收支をなすべし。

六、法貨の對外爲替價格を現在の價格通りに安定せしむる目的を以て中央、中國、交通三銀行は無制限に外國爲替を賣買すべし。

右一片の佈告に依つて支那は一舉に現代的な管理通貨となり、過去の苦惱を一瞬にして清算したのであつた。而して幣制改革前後に於ける上海在銀高左の如くであつた。

上海各年末銀在高 (單位一千元)

年次	支那銀行保有高		外籍銀行保有高		合計	指數
	金額	%	金額	%		
一九二六年	七三,四四四	四九.八	七三,八九九	五〇.二	一四七,三三三	100.00
一九二七年	七九,三四二	五五.七	六二,九七〇	四四.三	一四二,四九一	九六.五四
一九二八年	一〇二,七六〇	五九.九〇	六八,六七一	四〇.一〇	一七一,五六一	一六四.二
一九二九年	一四四,一九六	六〇.二	九六,〇六〇	三九.九	二四〇,二五六	一六三.〇五
一九三〇年	一六六,二九三	六三.四八	九五,六六三	三六.五二	二六二,九五六	一七七.六
一九三一年	一七九,三〇五	六七.三六	八六,八八三	三三.六四	二六六,一八八	一八〇.六五
一九三二年	二五三,二八九	五七.七八	一八,五〇〇	四.三三	四七,三三九	二九七.四九
一九三三年	二七二,七六六	四九.六五	二七五,六六〇	五〇.三五	五四八,四二六	三七一.五三

一九三四年	二八〇・三五	六・六	五・六五	一六三	三四・九七	二七三
一九三五年	二九四	六・八	三・一五	三三	二七五〇	一七〇三

四・事變と法幣

法幣改革當時は之に關する種々な議論が行はれた。それ等を紹介することはこの際避けて置く。乍然種々な批評の裡に案外順調な経過を辿り來つたことは認めねばなるまい、蓋し法幣の信認は倍大しその流通は普及し、それに連れ民間銀の政府集中は期せられ、他面その對外價値は安定してゐたのである。多少具體的に謂へば、法幣の發行額は一九三五年(昭和十年末)八三一、八五五千元であつたものが、一九三七年七月に於ては一、四四四、九一六千元に増加したことに徴し窺はれ、それは流通範圍の擴大と現銀に代位したことに因るが、財政インフレの影響を受けたことも疑ふ餘地はない。銀國有の數量詳細は明にされてゐないが、銀行外の民間所有銀も相當多數に回収せられたものと推定される。この回収銀は海外に現送され爲替資金となつたのであるが、當時の海外銀價と支那國內銀價―法幣の對外價値、即ち一志二片半との鞘は支那政府の利益となつた。この銀國有に因る政府利益は勿論不明であるが、之が當時涸渇してゐた舊國府の財政を補填するに役立つたのみならず、武器彈藥の輸入資金に轉化され、延ては這次事變を惹起せる原因を爲した。従て強ひて云ふならば、幣制改革は支那國民の犠牲に於て抗日準備の具に供せられたと謂ひ得る。而して最危惧された對外爲替の維持如何と云ふに、幣制改革當日の

中央銀行相場は、

	公定相場	賣相場	買相場
對 英	一志二片	一志二片	一志二片

であつたが、この相場は事變勃發當時迄維持されてゐた、詰り法幣の對外價値は安定してゐたのである。

事變に際し法幣が比較的動搖を受けなかつたことは、支那に於ける紙幣の先例から觀れば稀有のことにして、當時我國に法幣の再認識論が叫ばれたことも無理がなかつた。法幣が意外に強靱性を有つてゐたことは爲替資金が比較的豊富なことにあつた。事變勃發と同時に法幣の取付、即ち資本逃避目的の外貨買が行はれた。一般の見込みはそれに依る法幣の崩壊が直に起るとしてゐたが、事實は然らずして昨年三月北京に中國聯銀が創設される迄は、爲替の公定相場は維持された。従つて支那の爲替資金は幾許ありやと云ふことが問題になつたが、無論その額は公表されなかつた。然るに偶事變勃發の直前たる昭和十二年五月十三日、財政部長孔祥熙は倫敦に於て支那の爲替資金は八億三千万ありと發表した。此の數字は當時疑問とされたがその後の経過より逆算すると滿更の虚偽ではないやうだつた。そこで如何にしてそれ程多額な資金を獲得したかと云ふに、前述したやうに幣制改革の結果である。或推定に依れば一九三四年末支那の貨幣用銀は十五億三百万オンスであつたが、幣制改革以來事變發生當時迄に舊

國府は十二億五千萬オンスの銀を獲得し、その内一九三五年十一月乃至三八年七月迄に五次に亘る米支銀協定があり、それに依つて米國に現送された數は三億五千萬オンスとされ、従つて右の銀賣却代り金が爲替資金の有力なものであつたことは疑はれないが、他に輸出代金或は華僑送金が爲替資金となつてゐたことは勿論である。

事變勃發以來は米支銀協定に依る米國現送以外に、香港經由倫敦の現送が行はれ、最近に於ては舊國府の國內所有銀は殆どないものと察せられる。兎に角、銀國有と米支銀協定とが支那の爲替資金を豊富たらしめ、その故に外貨の統制賣が可能とされ、そこに法幣の瓦壞が防止されてゐたことを認めねばならない。之は事變と法幣との關聯に於て忘るべからざる重點である。

扱て事變勃發以後に於ける法幣は前述したやうに對外爲替は安定すると共に、民衆は依然之に信認を繋ぎ事變前と略異なる所がなかつた。それは素より自然の推移に非ずして人爲的對策の結果にして、その金融對策は相當の効果が舉り、従つて萬一に處する對策は事變前より計畫的であつたとも謂はれるが、事實事變前に今日を豫期した論調もないではなかつた。支那が法幣對策を眞劍に講ずるに至つたのは、事變が北支より上海に飛火してからのことであるが、七月下旬天津事件勃發の當時既に北支に於てはモラトリラムが採られたことを記憶すべきであらう。前にも觸れた通り舊國府と法幣とは二位一體を爲しその何れかの破綻は全般の崩壞を齎すが故に、舊國府は法幣の動向に異常な關心を拂つた。而して事變

發生以來より昨年三月中國聯銀創設迄に、舊國府が採つた金融對策を擧ぐるに次の如きである。

(一) 國幣妨害懲治條件令(民國二十六年七月二十四日實施)

本令は銀貨、銅貨及銀條の鑄潰及輸出或は銀條の偽造、變造、滅損竝に紙幣の偽造、變造を爲したる者は嚴罰に處することを規定したもにして、事變に因る混亂に乗じ右の行爲を爲す者多く、延てそれが金融の混亂を馴致するを以てその對策として採られたものである。然し之は大した意義をもたなかつた。

金融對策の根幹を爲したものは金融安定辦法にして、その法幣の安定支柱としての意義は大きい、今その全文を掲げて置く。

(二) 金融安定辦法(同二十六年八月十五日實施)

第一條 銀行並錢莊に於ける各種當座預金は八月十六日以降各預金者の預金殘高を超えて之を引出すことを得ず

各預金者毎週の引出額は預金殘高の百分の五を超ゆることを得ず、且法幣百五十元を以て最高限度とする

第二條 八月十六日以降に於て、法幣を以て新たに預け入れられたる預金は、新規に預金を開始せるものたるに既設口座に拂込まれたるものとを問はず、預入金額の限度内に於て法幣を以て制限なく拂

戻を受くることを得

第三條 定期預金の期限前拂戻は之を受くることを得ず

期限到来せる定期預金にして、繼續して預け入れらるゝに非ざるものは同一の銀行又は錢莊に對する當座預金として預け替へらるゝことを要し、之が引出は本辦法第一條の適用を受くるものとす

第四條 銀行又は錢莊の同意ありたる場合の預金者は定期額金證書を擔保とし、一口座に付一千元を限度として借入を爲すことを得、但し預金額二千元に満たざる時は、右借入額は預金額の半額を越ゆることを得ず、本條に云ふ借入は一口座に付一回を限りとす

第五條 工場、會社、商店若は官廳、公共機關にして俸給、賃金及軍事に關係ある支拂のため法幣を必要とするものは、本辦法の規定に拘らず、夫々取引銀行に付き何分の協定を結ぶことを得

第六條 銀行並錢莊の同業者間並に取引先との間になす送金は一律に法幣を以て之が受拂をなすべきものとす

第七條 本辦法は戦争の終結したる時に於て效力を失ふべきものとす

註 其後各方面よりの陳情に鑑み、九月一日第一條並第五條に左の如き追加規定が設けられた。

第一條追加 預金總額三百元以下のものは、其の引出に當り右百分の五の制限を受くることなし

第三條追加 定期預金の利息を元金に加ふることを欲せざるものに對しては、當座預金毎週引出額最高

百五十元の規定に準じ、一年を五十二週、半年を二十六週として計算し、一年七千八百元、半年三千九百元の範圍内に於て定期預金の引出を許可す、殘餘の利子は定期若は特別預金に繰入るべし

即ちこの法律はモラトリアムを規定したもにして、その目的とする所は預金引出制限を以てする資金逃避の防止と、軍費支出に因つて必來するインフレーションを豫防せんとするにあつた。如斯嚴重なモラトリアムの長期に亘る繼續は、近代國家に於ては資金の疏通を缺くことより産業の萎縮となるものであるが支那の如き經濟の無組織國家に於てはそれが緩和されて居ることは注目に價ひするも、法幣擁護の爲には總てが犠牲に供せられたと謂ふが至當かもしれない。事實金融は硬塞傾向にありしを以て、上海銀錢公會(銀行及錢莊集會所)は滙劃の流通を政府に要望し、財政部は之に承認を與へた、それは金融安定補充辦法と呼ばれる。之又全文を掲げて置く。

(三) 金融安定補充辦法(同年八月十七日承認)

一、銀行錢莊同業者振出本票(同業手形)は一律に同業滙劃の印を押す、此の種手形は上海に於ける同業者間の振替に使用し、法幣の支給又は外國爲替の買入に使用し得ず

二、預金者取立の八月十二日以前銀行錢莊振出本票及小切手は同業振替手形に準ず

三、銀行錢莊各種當座預金は財政部規定辦法に依り法幣を支給する外、商業部當座預金殘高は商業上の需要に依り同業振替手形を以て支拂ふことを得

四、預金繼續又は新規預金開始に對しては銀行錢莊は法幣に依るか、同業振替手形に依るから明記し引出す時に之に應じ法幣及同業振替手形を以つて支拂ふ

右の如く滙割は法幣に代る通貨の出現を意味し、而も滙割は法幣との間に需給關係に應じ打歩を生じてゐた。即ち割引することに依り法幣に代り得るが故に、寧ろ減價された別の法幣が生じたとも觀られないこともない。滙割の流通高は不明であるが重慶政府は内債利拂ひに之を利用して居り、他面、法幣は倍々デフレ政策を採りつゝあればその流通額は僅少ではあるまい。

最注目される爲替對策はと云ふに、上海戰爭發生に因り政府系銀行が休業し爲替の前途が危惧されたが、休業中外國銀行との協定成り、表面的には何等對策は採らなかつた、従つてその協定のみが對策と云ふべきであるが、協定は統制賣と外銀と支那銀行との委員會を規定したに止つた。然しこの協定は外國の援助を約束し、支那にとつては盤石の重みを加ふると共に、後日英國が法幣援助を積極化する契機を爲したことは云ふまでもない。

以上は事變直後に於ける法幣擁護對策であるが、奥地金融難を打開せんが爲に次の對策が講じられた。

(四) 四行内地聯合貸付割引委員會貸付及割引辦法(同年八月二十四日)

右は中央、中國、交通及農民の政府系四銀行が、奥地に於て産業資金疏通の爲に聯合して重要物産に對し貸付割引を行ふことを規定したものであるが、その眞の目的は重要物資の徵發の爲であると謂はれ

るが、大體それが當つてゐるやうである。

斯かる對策に呼應し、民間は銀行及錢莊を先達に政府に追隨して居た、例へば銀錢業公會が「非常時手形交換辦法」を實施し、手形交換上銀錢業者が責任を回避した如きはその一例である。而して上海陷落と同時に昭和十二年(民國二十六年)十二月二日政府系銀行本店の首都(南京)移轉を命じた。その後中國聯銀設立迄は右の對策で押し切つて來たが、法幣擁護に一步を進め銀行に對する干涉が加はつた。即ち

(五) 銀行利益金自由處分禁辦法(同二十七年一月八日實施)

之は戰區内に支店を有する銀行の利益處分を中止せしめ、他面右以外の銀行の利益金を特別積立とせしむるを目的としてゐたが、その狙ひ所は銀行資金の豊富を期し、軍費徵發に供せんとしたにあつた。

要之、事變發生以來重慶政府の必至の法幣對策は奏効し、爲に法幣は大體安定してゐたのであるが、軍費支出に因るインフレ昂進は漸次對策を無効ならしめて來た。それを促進し、更に最打撃を與へたものは中國聯銀の創設である。従つて法幣がその脆弱性を露呈するに至つたのは昨年三月十日以降と觀ねばならぬ。而して事變以後に於ける法幣の發行狀況を觀るに、(單位千元)

中央銀行	中國銀行	交通銀行	中國農民銀行	合計
一九三五年十二月	一七六〇五	二六六四五	一七六二四	二九八四六
				六六八四二

(三四)

一九三六年六月	二九二、五三	三五、七七一	二〇四、九三	九二、〇三四	九四七、九七一
同 十二月	三五、五九二	四五九、三二〇	二九五、〇四五	一六、一〇三	一二四、九六二
一九三七年六月	三七五、八三九	五〇九、八六一	三二二、五四八	二〇七、九五	一四〇、二〇二
同 十二月	四三〇、六〇八	六〇六、五〇七	三七、二四三	二三〇、七九	一、三九、〇九七
一九三八年六月	四八九、六六七	六五三、二五二	三三、八五九	二六、二二〇	一七、六、九九

即ち幣制改革以來昨年六月迄に法幣は三倍の増加となつてゐるが、事變以來は増發は緩慢を呈してゐる、之は爲替兌換を避けんとするのとインフレを抑止しつゝある前記對策の結果である。尤も右の數字が果して信頼すべきものか否かは吟味するに足り、殊に昨年七月以降は發券高の公表は中止され、最近の狀況は全く識るに由ない有様であるが、昨年六月以降本年六月迄に約三億元の増發ありと推定され、従つて最近の發行高は二十億元内外と觀られるも、最近のルーター特電に依れば、政府系四行の發券額は二十六億元に上ると謂ふ。

五、中國聯銀の創設と舊法幣(第一次崩落)

北支に作戦行動が開始されるや軍用通貨を如何すべきかの問題が生じた、當局は種々勘案の結果暫く朝鮮銀行券を軍用に使用することに決し、茲に鮮銀券は北支に流通することとなつた。尤も事變前既に鮮銀券は京津地方に於て邦人間に若干流通して居た、之は主として旅行者の關係に因るのであるが、昭

和十年以降に起つた冀東貿易は一層それを促進して居た。軍用通貨としての鮮銀券は奥地の作戦地域に於ては大體舊法幣とバーにて圓滿に流通して居たが、京津地方に於ては舊法幣に對し打歩が生じその流通は阻滯の傾向にあつた、之には種々な原因があるが今茲には觸れない、それは恰も今日上海に於ける日銀券と同様の原因に基くものと觀れば差支へなからう。他方作戦は逐次擴大し、殊に察哈爾作戦は敏捷なるものがあり、加之建設工作は急テンポに展開され、昭和十二年九月四日察南自治政府が組織され、次で九月二十七日同政府中央銀行として察南銀行が創設されたが、之は後日蒙疆政權が北支には別箇の動きを爲し、又幣制に於ても分離する端緒を爲したものである。而して察南銀行は現在の蒙疆銀行に改組され、金圓バーを以て幣制統一に成功する所あり至極順調な經過を辿つてゐるが、由來同地方は蔣政權系統紙幣の流通尠く、地方軍閥紙幣の流通地域なると、國際勢力より隔絶した地方なれば、所期の實現は他地域に比較して容易なるものゝ如きであつた。従つて蒙疆の幣制は確立安定し、尠くとも舊法幣との關係に於ては全く躡斷されたものとし、最早茲では取上げないことにするが、その通貨の外貨兌換性を附與することの方法に就ては幾分の問題のあることを示唆して置く。

北支作戦軍の軍用通貨として鮮銀券を利用することは、既述の通り當初より暫定的であつた。されば戦局の擴大と後方作戦の進捗に従ひ、北支の通貨問題は新に取上げねばならなかつた。そこで最初に考へられたのは宋哲元の機關銀行たる河北省銀行の利用であつた。その準備上作は進められたが河北省銀

(三五)

行券の信頼は全きを得ざるものあり、又他に複雑な事情もあり、遂に中途放棄し、依然鮮銀券が軍用に供せられ、その北支に於ける流通高は相當の額に達してゐた。然るに昭和十二年臨時政府が成立し、それに伴ひその機關として發券銀行の創設が日程に上らざるを得ず、同政府は我國各機關の指導幹旋の下にその創設を進め來つた。即ち同政府成立の翌月たる昭和十三年一月、中國聯合準備銀行の設立聲明書を發表し、同二月中國聯合準備銀行條令が公布され、同三月十日開業をみるに至つた。而して中國聯銀は、

資本金五千萬元(半額拂込)

政府出資一、二五〇萬元 民間出資一、二五〇萬元

民間出資内譯 中國銀行四五〇萬元、交通銀行三五〇萬元、河北省銀行八〇萬元、金城銀行八〇萬元、大陸銀行八〇萬元、中南銀行八〇萬元、鹽業銀行八〇萬元、冀東銀行五〇萬元

となつてゐた。尤も政府出資一千二百五十萬元は我國銀行より融資を受けることとし、朝鮮銀行六百五十萬圓、正金銀行三百萬圓、興業銀行三百萬圓の融通となつてゐる。更に我國は聯銀の健全なる發達に資すべく、右四銀行以外の銀行を含む十五行を以て聯銀融資シデケット團を結成し、クレヂット一億圓を供與した。

従つて聯銀は全く我國支援の下に誕生し、それに依り將來の發展を豫約されてゐると云へやう。

中國聯銀は斯様にして設立されたものであるが、それまでに至る經過は必ずしも順調なものに非ず、又種々の準備も完全を期し得なかつた。この點世上往々議論する所であるが、元來この銀行の設立事情を云爲するに當つては、當時の客觀情勢を深く稽へる必要があり、それは一言にして云ば、作戦行動の一方策として舊法幣の追放、清掃は喫緊の要務であつたことである。従つて聯銀の設立目的は單に金融上の措置と云ふに止らず、著しく軍義的色彩を有つてゐたと云ふべく、之を經濟的觀點のみから批判するは當らない。是等の事柄は懸て理解される機會に接するであらう。

素より聯銀の使命とする所はその銀行條令第一條に規定されて居る如く「通貨を安定し金融を統制」するにあり、換言すれば舊法幣を回収すると共に發行權を統一し、更に金融の疏通を期するにあるが、當面法幣の追放を期し、聯銀券の信認を得ることに努力が集中されねばならなかつた。然し聯銀は曾ての滿洲中央銀行の創設の場合とは異り全く新設したるものなるを以て、地方支店網は充實せざるのみか、内部組織も十全を缺き、自行單獨に舊法幣の回収を講ずる力に缺けてゐた。そこで事變後北支に於ける金融機關として活動し來つた本邦銀行の協力を俟つこととなつた。即ち鮮銀及正金銀行の二行が主として聯銀券の普及、舊法幣の回収に當つた。他方聯銀の創設を契機に軍用通貨は聯銀券に代り、之に基くその流通の増加は相當なものであつた。而して聯銀は坂谷希一顧問及本邦各銀行よりの援助員に依り徐ろに内部組織が充實し、又地方支店も増設され、中央銀行としての名實を發揮するに至り、その銀行券

發行高も今日は二億元を超ゆる有様である。

(三八)

中國聯銀の出現と聯銀券の發行とは、經濟的方面に於ける蔣政權の打倒運動であると共に、新支那建設の礎石たる意義を有つ、従つてその舊支那に與へたる衝動は大且つ深刻にして、それは必然的に聯銀が荆棘の道を切拓かねばならぬ運命を暗示する。されば聯銀は成立以來幾多困難な問題に逢着せざるを得なかつたが、それ等の詳細は茲では觸れない。今それが蔣政權に與へた影響、即ち法幣との關聯に於て説述を進めることにする。それには聯銀券の性質を一言せねばならぬだらう。聯銀の開業に際しその銀行券の價值を那邊に定むるかといふことは、當時種々な論争のあつた所であるが、臨時政府は斷乎日本金圓と等價とすることにした。而してその等價の基礎は立法的に非ず、政府聲明書に於て表明して居るに止るが、之は日本金圓自體が管理通貨となつてゐるが故に、等價關係を技術上立法化するに困難な事情に基くと觀られ、従つてそれは絶對不動なものと精神解釋するが當るであらう。而して當時聯銀券の價值を金圓バーとしたことに對し種々議論あつたが、舊法幣崩落といふ歴史の審判はバー政策の勝利を告げてゐると觀られる。

斯くて北支の新通貨は華々しくデヴィエしたたのであるが、その對立通貨たる舊法幣の追放策は自ら別途講ぜられねばならぬ。その對策として採られたのは舊通貨整理辦法である。

舊通貨整理辦法(三月十日實施)

第一條 中國聯合準備銀行の發行になる貨幣は國幣として總ての支拂は之によるものとす。但し從來流通せし各紙幣に付ては本辦法により流通を認むるものとす。

第二條 從來流通したる中國銀行及び交通銀行の紙幣(券面に天津、青島又は山東の銘記あるもの)河北省銀行及び冀東銀行發行の紙幣は本辦法施行の日より滿一年間を限り流通することを得。

前項に掲ぐる紙幣は國幣に對し當分の間國幣一圓に付き一元の割合を以て流通するものとす。

第三條 從來流通したる中央銀行發行紙幣並に前條に録記の地域外の中國銀行及び交通銀行發行の紙幣は本辦法施行の月より三箇月を限り流通することを得。

前項に掲ぐる紙幣は國幣に對し當分の間國幣一圓に付き一元の割合を以て流通するものとす。

第四條 從來流通したる紙幣にして第二條及第三條に掲げざるものに付ては前條に準じて取扱ひ三ヶ月を限り流通せしむ。但し山東民生銀行發行の庫券及び山西省銀行、晋綏地方鐵路銀行、綏西墾業銀號及び晋北鹽業銀號發行の紙幣は別に規定する所によるものとす。

第五條 一圓未滿の小額紙幣及び硬貨に付ては別に之を定むるものとす。

第六條 第二條、第三條及び第四條本文の紙幣發行銀行は政府の命ずる所により其の發行紙幣を回收すべし。

第七條 公租、公課其他政府に對する一切の支拂ひは國幣を以てなすものとす。但し當分の間政府は本

(三九)

條を適用すべき支拂の種目及收納官廳を指定するものとす。

附則 本辦法は公布の日より之を施行す。

この法幣驅逐策は蔣政權として相當の打撃なることは勿論、又そこに狙ひ所があつたのである。當時北支に於ける舊通貨流通高は種々推定され、多きは四億元、少きは二億六千萬元と謂はれてゐたが、由來支那の各發券銀行に於ては、大都市以外の地方支店の未發行券は發行として扱ふといふやうに、我國とは異なる方式が行はれてゐた點を考慮すると、發券銀行外に實際流通してゐた額は右の推定額より多少割引すべきではないかと思はれる。舊通貨中最多額に流通してゐたのは中國銀行券にして、交通銀行券之に次ぎ、是等二銀行よりは懸隔れて河北省銀行券が三位を占め、殘餘は中央銀行券其他雜券が占めたやうである。中國、交通券は以前は地名入のものが大部分であつたが、幣制改革後は地名無記銘（南方券）のものが流通するに至つてゐた。何れにせよ是等舊通貨は殊に蔣政權系銀行券は一度回收せらるゝや、之を南送して上海に於て外貨兌換を行ふことは聯銀自衛上當然にして、それは蔣政權の最畏怖する所であつた。

然らば聯銀券の出現に因つて法幣は如何に動向したか、答へるまでもなくそれを契機に法幣は第一次の崩落となつたのである。即ち昨年三月十日前後より上海爲替市場は外貨買（法幣賣）多く、外貨賣（法幣買）は尠く、底意軟調を呈し、明に動搖の色を見せるに至つた。而も市場には蔣政權が事變以來曾て

見ない通貨政策の轉換を行ふであらうといふルムマーが流布され、早晩何等かの變化が豫想される狀況にあつた。果然蔣政權は爲替統制の強化を斷行した。それは外國爲替購入申請辦法の實施となつて表はれ、その表面上の目的とする所は合法的な貿易上の必要に基く外貨買のみに應ずることにあるが、真相は貿易上の必要と否とに拘らず、外貨賣を制限し、外貨資金の涸渴を防止せんとするにあつた。今その辦法内容を左に紹介して置くが、文字の國だけあつて辭は旨い。

外國爲替購入申請辦法（民國二十七年三月十四日財政部公布）

敵軍侵略以來政府は終始法幣を擁護したため信用も顯著にして百業の信賴をかり得た。陥落地區に於ても又法定價格に照して外國爲替を賣買し、入民に利便を與へしは中外の深く知るところである。突然敵は最近北平組織を使嗾して所謂聯合準備銀行を設立し無擔保不兌換の紙幣を發行、外貨を低減して我が久しく準備充足せる法幣と交換して外貨を獲得し、その侵略的暴力を増強、我が人民の膏血を絞つて我が法幣の信用を破壊せんと企つるを以て我等も之が防禦をなさざるを得ず。こゝに法幣の信用を強固にし外貨基金を保障して人民の利益を擁護し、更に昨年中外銀行の提結せる互助辦法を補充してその效能を増強せんがため、特に中央銀行本店を指定して外國爲替の請核（審査）事務を處理せしめ、左の辦法三ヶ條を規定す。

一、外國爲替の賣出は本年二月十四日より中央銀行本店が政府所在地に於て處理するも、便宜上該銀

行は香港にも辦事處を設立して處理す。

二、各銀行は正當な用途により相當額を接收後外貨を需要する時は申請書を書いて中央銀行或はその香港辦事處へ送附すべし。

三、中央銀行本店は申請書を接受後直ちに外貨購買申請規則に照して調査決定後、法定爲替値段によつて外國爲替を賣渡すべし。

右の意味する所は

イ、從來爲替の統制賣は上海佛租界の中央銀行で行つてゐたが、今後は漢口と香港とで行ふ。

ロ、外貨買申込が正當な爲替上の必要に基くか否かは政府に於て判定する。

ハ、爲替相場は依然として一志二片半の公定相場を維持する。

といふにある。この結果は從來比較的自由に賣却せられた爲替は割當制となり、茲に法幣の根本的動搖が惹起されたのである。即ち公定相場を以てする外貨賣は外貨需要を到底満足し得ないが故に、公定相場以外の市中相場が発生すると共に、統制賣買以外の市中賣買が旺盛を極め、加之割當の漸減に連れ市中相場は低落し、之が法幣の標準相場と化し、公定相場はノミナルとなり全く意義を喪つて終つた。このことは次の爲替割當と爲替相場の動きより諒解されるであらう。

外貨割當状況と市中爲替相場

昭和十三年	申請額	割當額	%	市中爲替相場
三月十八日	六六七	四四二	六六・三	一四 ⁺ / _八
二十五日	一、五〇〇	四八五	三二・三	一三 ⁺ / _八
四月一日	一、六四〇	四六八	二八・五	一二 ⁺ / _八
八日	一、五八九	四〇五	二五・五	一一
十五日	一、八〇〇	三六〇	二〇・〇	一三 ⁺ / _八
二十二日	一、〇二五	二二九	二二・四	一三 ⁺ / _八
二十七日	一、〇六九	一七四	一六・三	一一
五月六日	一、〇三五	一九八	一九・二	一二 ⁺ / _八
十三日	一、〇〇三	一九〇	一九・〇	一一
二十日	一、〇六〇	二二〇	二〇・八	一三 ⁺ / _八
二十七日	一、三三六	二〇〇	一五・〇	一二 ⁺ / _八
六月三日	一、三一七	一七二	一三・一	一二 ⁺ / _八
十日	一、三八三	一五四	一一・二	八 ⁺ / _八
十七日	一、三五八	七九	五・九	八 ⁺ / _八

六月二十四日	一、四二九	六九	四九	八
七月一日	一、一六七	八一	六九	八
八日	一、五三六	五七	三七	八
十五日	一、七二一	五六	三三	八
二十二日	一、八五三	四五	二四	九
二十九日	一、五四四	三二	二一	八
八月五日	一、三三〇	三七	二八	八
十二日	七九〇	四四	五七	七
十九日	八五九	三四	四一	八
二十六日	九二九	三三	三八	八
九月二日	八六九	二二	二六	八
九日	九〇二	二四	二八	八
十六日	九五五	一八	一七	八
二十三日	八八二	一二	一四	八
三十日	七三一	五〇	〇八	八

(四四)

十月七日	六五五	五	〇八	八
十四日	六一五	七	一二	八
二十一日	五一八	四	〇九	八
二十八日	四六八	四	〇〇	八
十一月四日	四五七	四	〇〇	八
十一日	四七二	四	一〇	八
十九日	五〇三	七	一四	八
二十五日	五〇三	四	〇九	八
十二月二日	四六八	四	〇九	八
九日	四七五	四	〇九	八
十六日	五〇二	六	一三	八
二十三日	五一五	五	〇九	八
三十日	五三六	五	〇九	八
昭和十四年 一月六日	五二〇	三	〇七	八
十二日	五〇七	三	〇七	八

(四五)

一月二十日	六〇五	四	〇・八	八分
二十七日	四五八	三	〇・七	八分
二月三日	四四一	三	〇・七	八分
十日	四一九	二	〇・七	八分
十七日	三七三	二	〇・七	八分
二十四日	不明	一	〇・七	八分
三月三日	三四〇	二	〇・七	八分
十日	三六〇	二	〇・六	八分
十七日	三三七	二	〇・六	八分
二十四日	三三一	二	〇・六	八分
三十一日	三一九	二	〇・六	八分
四月六日	三一五	二	〇・六	八分
十四日	三〇九	一	〇・六	八分
二十一日	二九三	一	〇・六	八分
二十八日	二八九	一	〇・六	八分

(四六)

五月五日	二八五	一	〇・五	八分
十二日	二六〇	一	〇・五	八分
十九日	二六六	一	〇・五	八分
二十六日	二五五	一	〇・五	八分
六月二日	二五一	一	〇・五	八分
九日	二五二	一	〇・五	八分
十六日	二三四	一	〇・四	六分
二十三日	二二七	一	〇・四	六分
三十日	一七一	一	〇・六	六分

(註) 申請額及割當額は公表せられず、右は當行上海支店の情報に依る)

即ち昨年三月中旬頃より法幣は崩落過程に入ったのである。而して曩にそれは聯銀券出現の結果であると斷じたが、又法幣の迫るべき必然の運命でもあつた。然し當時の之に對する批評に於て、今次の法幣悪化は崩れるべきものが當然に崩れたと見るは妥當ではない。國民政權が北支新通貨に驚いて誤りたる爲替政策を採用した事が悪化の理由である」と看做し、暗に爲替制限なかりせば法幣は崩落しなかつたと云つた論者もあつた。我國有數の支那金融通が斯かる判斷を下した所以のものは、法幣を過大評價

(四七)

することに出發する。斯様な見解を採るものが依然あることは遺憾の至りである。

法幣第一次の崩落原因を今更ら彼是云爲することは愚である。直接なると關接なるとを問はず、聯銀の出現が法幣の顛落を促進したことは疑はない。それは北支に於て廢貨の刻印が押され、而も現實に聯銀に回收された舊法幣が上海で外貨兌換され、蔣政權外貨資金は壓迫を受くることとなり、内外より舊法幣は包圍攻撃されるに至つたからである。殊に聯銀券の出現は民衆の舊法幣に對する信認の動搖を齎したことは疑はず、奥地流通舊法幣の上海廻送と外貨取付とは漸く大ならんとしてゐた。さればこの對策として蔣政權は各海關に紙幣移動禁止の通牒を發し、北支及奥地よりの舊法幣上海流入を防止し、以て舊法幣の維持安定を期したものである。

六、華興商銀と法幣

華興商業銀行は本年五月一日維新政府法人として設立され、五月十六日開業したものである。同行の將來は舊法幣の餘命を制するものと期待されるが、未だ活潑なる活動の域に入つてゐない。然し本然の使命を遂行しその職能を有効に發揮する日も遠くあるまい。それを待望するものであるが、中支は北支と事情の異なる點が多々あることを事前に諒解すべきであらう。而して中支の幣制を如何すべきやは豫ねての懸案であつたが、早くより種々な提案があつたのに拘らず、それが華興商銀の實現迄具體化しなかつたのは、そこに中支の特殊事情があると謂ふべきである。

それには一應中支の通貨狀況を明にせねばならない。事變勃發當時中支派遣軍の軍用通貨の決定に當つては、北支同様に種々と攻究されたやうである、その結果、我國としては稀有にも日銀券使用を斷行した。その後戦線の擴大に従ひ軍票を使用するに至つたが、上海を中心とする一定地域は依然日銀券が使用されてゐる。即ち、中支の奥地は軍票地帯、上海は日銀券地帯となつてゐる。軍票の流通狀況其他に關しては此處に觸れることを控へるが、中支の通貨情勢を常態に復歸せしむるには、その前提工作として軍票を如何に措置するかといふことが日程に上らざるを得ない。又上海圓ノートにしても早晚積極的な對策を必要とするやに思はれる。是等に關する意見は憚かるが、問題は單なる通貨對策に止らず、圓ブロック輸出問題、或は外交問題と關聯深いものがある。

北支の先例からすれば、華興商業銀行券は所謂國內通貨として使用せられ、日系通貨たる日銀券或は軍票に代るべきであるかもしれないが、華興券は目下の所貿易通貨に止り、當局もそこに重點を置いてゐるやうである。従つて中支の通貨工作はその狙ひ所が北支と異なる點が特徴にして、換言せば北支は聯銀券を以て舊法幣を強行的に驅逐するにあるが、中支は、法幣の自滅を待つて弊制の統一を期するか、或は精々法幣の瓦壞を促進するにあつて、強權的な方策は避けられてゐる、否避けざるを得ない環境にあると觀るべきであらう。

扱て華興商業銀行の構成を紹介するに、

資本金(華幣)五千萬圓全額拂込(英貨及米貨を以てす)

出資者 中華民國維新政府 二千五百萬圓

日本側二千五百萬圓(日本興銀五百萬圓、鮮銀四百萬圓、臺銀四百萬圓、三井四百萬圓、三菱四百萬圓、住友四百萬圓)

業務及特權 中央銀行なると同時に商業銀行業務を営み得、且つ兌換券(華興券)の發行を爲し得、

正貨準備は六割と規定されて居る、而してこの銀行券は強制通用力を有つてゐる。

右の如く華興銀行は法制上の機能は聯銀と略同様であるが、出資者に日本側銀行が直接加はり、又役員も日本人が列してゐることは聯銀と異なる所である。

華興銀行を如何に運営するかといふ事柄に就ては種々な説がある、殊に法幣の崩落した今日に於てはその能動的活躍を期待する向も尠くはない、當局も考慮中との由であるから近く新たな展開があるだらう。そこで現在の華興銀行の素描を爲し、それが如何なる方向に進むかを検討する。

華興銀行當局は謂ふ。「蔣政府の採れる諸對策の結果、中支一帯の金融は著しく梗塞して戦後の經濟復興にとり重き桎梏となり、一方舊法幣の準備金は蔣政權の戦費に消耗せられて其基礎愈不安の度を加へ來つた」。そこで「折々の政治的考慮に左右されざる經濟的金融機關を速に設立し、之に健全なる通貨發行の權限を與へなくてはならない」然るに「中支には其國際性と貿易性とに制限せられた複雑多岐のこと

あるに加へ、事變以後新に種々の困難なる問題の發生を見たのであつたが、「慎重研究の結果漸く成案を得て本銀行の誕生を見ることゝなつた」而して「本銀行の機能は先づ外國貿易金融の疎通を圖るにある即ち輸出業者は其手形を、金融業者は其外貨を何れも本銀行券を對價として賣却するの作用が圓滑無碍に行はれなくてはならぬ、この機能さへ遺憾なく遂行されるならば敢て中央銀行とするに及ばない。現在中支には舊法幣の外、軍票、日銀券が相當多量に流通して居り、今急速に是等を全面的に調節整理する任務を負はせるには未だ諸般の條件が熟せざるものと謂はざるを得ない、暫く一商業銀行としてスタートする所以である」と。華興銀行の本質を説き、次で「本銀行の基礎が固まり本銀行券が一般の信用を得て廣く流通するに至れば、當然國內産業の金融にも乗出す方針である」と附言してゐる。

華興銀行券の性質はと云ふに、「中支に於ても金圓系通貨にリンクすることは東亞ブロック經濟の達成に資することになるが、斯かる一志二片の對外價値を維持するには、其地域の經濟權を相當強度に掌握し得る基本條件の備はつてゐることが絶対必要であり、今直ちにこの複雑微妙なる中支に於て貿易管理乃至爲替管理等を強行することは殆んど意味を成さず、又却て正常健全なる産業貿易の復興發展を遮る虞もある」が故に、「この際一應舊法幣と同一水準たる八片基準を以て出發し、暫く之と等價で流通せしめ成可く速に民衆に慣れさせようとするのである」として舊法幣との等價方針を明にしたが、七月十九日法幣第三次の崩落を契機に、華興券は舊法幣とは別離し依然六片臺に止つてゐるが、法幣は三片臺に顛

落して終つた。而も「華興券に對しては隨時無制限の外貨兌換に應ずることとした。その外貨資力は如何にして得たか。本銀行の資本金五千萬圓は全部外貨を以て拂込まれて居る」として外貨資金の豊富を強調してゐる。要するに舊法幣とは謂はば不即不離の關係にあるが、舊法幣先行不安の折柄この邊の操作は甚だ苦心を要する所であつて、差當つては之に對し流通禁止の如きオープンの攻勢を採らず、兩方相並んで流通させ徐ろに舊法幣の分野に浸透するやう操作することが此際最も有効適切である」と、法幣對策の穩健性を明示して居り、北支とは全く趣を異にしてゐる。が然し「一般に強制通用力を有し、公租公課(海關稅は舊法幣とす)は勿論、民間の諸取引にも使用すべきもので、之が受取りを拒絶したり其他華興券の流通を妨害する者は非常時財政經濟擾亂取締條例等の法令に依て處罰される」ことの注意をしてゐる。斯くして「本銀行當面の目的は上海虹口の日銀券乃至は奧地沿線の軍票の回收に在るのではなく、中支全般の金融硬塞を打開して外國貿易を助長し、併せて舊法幣不安よりの民衆救済を其使命とする」のである。

上來の紹介に依つて明かなる如く、華興銀行はその設立目的が軍義的ではなく純經濟的にして、その經營も漸進的なることが特徴である。而も法幣を眞正面から驅逐することなく、利用し得る限りに於て利用し、それを不適とするときは見離すと云つたやうな、頗る巧妙なる運營を期してゐた。従つて華興銀行出現は、北支に於て聯銀が創設されたやうに、蔣政權にとつては當初は影響を大きく感じなかつた。

た。そのことは華興銀行の開業に依つて直接法幣の相場が何等變動を示さなかつたことに窺はれる。その反面華興銀行が右のやうな事情の下に生れたことは、中支が通貨的に圓ブロックより除外されたといふやうな、我國の對内的方面に於て大きな意義を與へたことは遺却出来ない。されば蔣政權は華興銀行の出現に際しては通貨政策の變更を行はなかつた。又外國銀行方面に於ては、この措置を妥當なものとして認められたやうであるが未だ積極的に協力の段階に至つてゐない。

華興券と法幣との併立は永くは續かなかつた。それは法幣が六月七日に八片臺を割り、更に十七日には六片を割り而も著しく先行不安を示し、十八日には五片さへ危い状態となつた。茲於平華興券を等價に置くことの是非が論ぜられ、その結果十九日維新政府及華興銀行は聲明を發して、華興券の價値を六片基準と定め、遂に法幣と等價關係を離脱したことを明にした。而して法幣との價値關係は市中相場を斟酌して隨時定むることとなつてゐる。斯様な對策を採つた原因は當局發表の通り、抑も舊法とパーを維持し來つた所以は、民衆が新通貨に馴れない一時的なものとして觀られ、舊法幣に變化を生ずれば等價を切斷することは、既に華興券の性質を紹介したときに觸れた通りである。

斯くて中支に於ける日支の通貨戰は遂に我方の勝利を齎し、華興券は獨自の權威を以て爲替通貨として所期の目的に邁進し得ることになつたが、法幣はその崩落に伴ひ國內通貨たる適格を除々に喪失するは疑はず、斯かる場合それに代るべき通貨は華興券を措いて他になく、華興券の眞使命も亦そこにある

べき理である。従つて華興券は爲替通貨より一步前進し、中支の主要通貨として登場する絶好の機会に恵れたと謂ふべく、それが意外に速く来たことを悦ぶべきであらう。然らばその可能性如何と云ふに、絶縁第一日の七月二十日に華興券對法幣のレートは前者百元に對し後者百四十一元を示し、法幣の低落は大なるものありし爲、法幣を以て華興券に交換する者が非常に多かつたと傳へられる。華興券の發行高は未だ百萬元内外に過ぎない、案外僅少の感がないでもないが、元來貿易通貨たるを以て市中への浸潤性は稀薄なのが當然である。

現在の華興券の流通経路は極く單純にして、華興銀行に對する輸出爲替の代り金として市中に撒布されるに過ぎないのである。而も從來の實績は華興銀行に輸出爲替を賣却する者は餘り多からず、他面輸出爲替の對價として華興券を受取つた輸出業者が、原材料代金或は勞賃として華興券を支拂ふと、それが直に舊法幣に交換されたものである。之は華興券が民衆に馴染みがないことに基くが、占據地帯内に於てさへも支那人の華興券使用法は漢奸としてスパイに狙はれると云つた點も、その市中流通を停滯せしめてゐたと謂はれる。従つて今後流通の普及工作を積極化する餘地があるやに思はれるが、それは所詮治安と密接な關係があると云ふ外ない。更に法幣が今日のやうに暴落した狀況を示すに於ては、民衆の利益擁護の見地から法幣の流通を杜絶へしむる方法も考慮すべきではないか。

傳ふる所に依れば法幣との分離を契機に、華興券の使用範圍を擴大することに決定したと謂ふ、即ち

維新政府の支拂は華興券を以てし、華興銀行の法幣取扱ひも消極的になるとの由である。法幣は三片臺に低落したと雖、外貨兌換が可能なる限り我方から積極的に法幣を驅逐する必要はない様に思はれる、然し維新政府とか或は我方機關としては、此の際積極的に打つべき手があるやに思はれることを一言したい。而して縦し法幣の外貨賣が全く停止されたとしても、能動的にその通貨機能を否定しない以上、恐らく法幣は依然國內通貨としては残存するであらう。従つて今や中支の通貨工作は百尺竿頭一步前進すべき時機と謂ふべく、徒に中支の特殊性に執着すべきことの非なるを思はするものがあらう。何れにせよ、華興券は大なる轉換期に立つてゐる。

七、法幣と物價

從來法幣の動向は主としてその對外價値の方面を重視し、對内價値に付ては餘り留意しなかつた、それは法幣爲替相場の低落が深刻化し、外貨兌換の停止が必至を見込れ、必然的に爲替通貨たる機能を失ひ、遂ひにその没落を誘致するといふ觀測に出發するが、然しそれは素より誤りではないが全面的觀察ではない、蓋し前に觸れた通り法幣が爲替通貨の機能を喪失するに至つたとしても、國內民衆の信認が繋がる以上、國內通貨として交換要具又は富の表徴として流通するものである。加之文明國に於ては通貨が爲替兌換性を喪ふならば、その通貨は民衆に忌避され流通の停滯を免れないが、支那の如き非文明國にして且つ無組織な經濟體制の國に於ては、都市に於ける貨幣的信認の動搖が奥地に傳播するには

相當の時日を要し、而も法幣は蔣政權のみならず英國系通貨として盲信、否信仰的な對象とさえなつて居る現狀に於ては、外貨不兌換に原因する不信の發生は遅々たるを免れない。勿論法幣以外に未だ他に代るべき通貨がないことも、法幣の信認を齎してゐることは争へない。曾ての如く各種の通貨が混流し現銀本位であるならば、法幣は爲替の瓦落に伴ひ完全に没落したであらう。幣制改革は蔣政權としては確に成功物だ。而して法幣は理論的には爲替相場の低落に比例して國內價値の低落となるものである。その對外價値は戦前に比し八割の低落となつてゐるが故に、國內價値亦同様の低下となるべきだが實際はどうであらうか、而して通貨の對内價値はその購買力にして、それは物價に依つて表徴され、爲替の低落は物價の騰貴となることは經濟法則である。

然らば支那の物價は如何なる情勢にあるか、正確に云ふならば法幣地帯或は中支の物價はどの程度に騰貴してゐるか、勿論都市は爲替の影響を如實に反映する、それは上海の如きは貿易と密接な環境にあるからだ、然るに奥地はその經濟乃至住民の生活が貿易に依存する程度は稀薄である。そのことは端的に云ふと、都市に於ては法幣の低下は鋭敏に物價に示現するが、奥地に於ては間接的にして緩慢だと云へる、但し物價は通貨側の原因と物資需給の側面から形成され、奥地は物資の移動困難にしてその不足は争はれず、従つて物資不足から来る騰貴を考慮に入れねばならない。

支那の物價を代表するものとして戦前から上海卸賣物價指數が引用され、それを基礎に彼是と論じら

れたものであるが、その指數は昨年八月以來發表を中止した、中止前の物價指數の動きは次の如くにして事變以來騰貴の一途を辿つてゐた。

上海卸賣物價指數(一九二六年平均を百、國定稅則委員會調)

	一九三七年七月	同 十一月	一九三八年三月	同 四月	同 八月
糧 食	二〇九五	三三〇〇	二七九	三〇六	三三三
紡織品及其の原料品	二〇八六	二〇六八	二二三	二六二	三〇六
其他食物	二三五六	二六七五	二四八	二五二	二五六
金 屬	二七六七	二〇三八	一九〇九	一九五〇	二五九九
燃 料	一四〇一	一九九一	二〇五八	二五〇〇	二六三〇
建築材料	二二三二	一四四五	一五〇九	一五〇七	一六九二
化 學 品	二三九六	一六三三	一六四四	一八三二	二五九九
雜 類	二一八〇	二二七	二五二	二四八	二四二五
總 指 數	二五八	一四〇三	一三九二	一四二八	一六四八

右から次の事が云へる。

イ、戦争勃發と同時に輸入の減少が見込れ物價は騰貴した、それは需給關係に基き爲替低落の要素は

餘り加はつてゐない。

ロ、然るに法幣第一次の崩落を契機に物價騰貴は促進されてゐる。

ハ、爾後昨年八月迄に於ける騰貴は需給不均衡を主たる原因とするが、爲替低落の影響も見受けられる。

ニ、爲替低落が物價に反映するにはその時日を要する、即ちラグがある。

ホ、上海物價の騰貴率は爲替低落に比し小なるものがある。

然し元來上海自體が變態的情勢、殊に避難民の殺倒、交通の不圓滑等の現象が起つて居り、假に爲替が安定してゐても、物價騰貴は必然である。この見地からして昨年八月迄は爲替低落の物價に與へた影響は大きくなかつたことは注目すべきだ。逆に云へば爲替の低落は換物運動を發生することなく法幣は依然信認されてゐた。

以上のことは別な計數からも實證される、即ち上海工部局の生計費指數に依れば物價騰貴は一昨年十二月に起つて居り、昨年十二月は反落してゐる。

上海生計費指數

一九三七年	一九三八年(一九二六年平均を百)
七月	七月
十二月	十二月

食料費	一〇一・七二	一五四・二四	一三六・六五	一一八・七一
住宅費	一一二・五六	一一二・五六	二七六・七二	三〇一・五六
衣料費	一一二・五六	一一七・三〇	一一九・六七	一三六・三七
燃料費	一四九・二五	二九三・二四	二九一・二二	二三五・一六
其他	一二八・八三	一五四・〇七	一五七・〇七	一六七・五九
總指數	一〇九・五一	一五八・五四	一六六・八一	一五四・九三

右表の如く昨年十二月は事變勃發當時に比し約五割の生計費騰貴となつて居るが、右指數の構成に於て住宅費(家賃)の騰貴比重が非常に大きく、總指數の増大はそれに依存してゐる。従つて他の物價騰貴は表面化してゐない、尤も前掲の物價指數及生計費指數の正確の有無は判らない。然し舊英租界及佛租界は、法幣の第二、三次崩落前は物價騰貴となつて居なかつたことは、當時實際に目睹した者の識る通りである。斯くて生計費方面を通じ觀るも法幣低落は物價に強く影響したるとは云へない。

然るに法幣の第二次、三次崩落後に於ては、物價様相は漸く騰貴を本調子として來た。それは生計費指數が總指數に於て増大すると共に、住宅費指數が低下したるに拘らず食料費、衣料費指數の増大となつたことに看取される。

一九三九年(一九二六年平均を百)

	五月	六月	七月
食料費	一二三・六〇	一四六・四九	一六二・五一
住宅費	三一五・〇八	二六九・八〇	二八二・四一
衣料費	一三二・九四	一七〇・五一	一六三・三三
燃料費	二三五・三三	一六一・三〇	一六七・四六
其他	一七〇・一六	一四〇・八〇	一四九・二七
總指數	一五九・三二	一六四・八七	一七六・一五

勿論前述したやうに爲替低落が一般物價に示現するにはラグ(時目的遅れ)がある。従つて物價騰貴は今後に於て深刻化するだらう。

斯くて通貨の對外價値の低落はその對内價値の低落を齎すといふ法則は、法幣に於ても例外たり得ざることが物價運動より實證されたと思ふ。然し法幣の對外的價値の大なるに比し、對内的價値の低下の小なることは意外とされ、殊に法幣の崩落は換物氣運を醸成するとの觀測が有力であつたのに拘らず、却つて物價の足跡が比較的緩慢なるのは注目すべきだ。そこに問題を深く掘下げて検討の餘地が貽されてゐると云ふべきである。

それには第一に氣付かねばならないのは、法幣爲替は低落となつたが、その上海に於ける流通は種

々なデフレ政策に依つて事變前に比し減少したと觀らるゝ點である。元來ならば爲替低落はインフレの結果として起るが、上海に於けるそれは通貨過剰に發したのではなく、外貨取付に因る外貨資金の減少を防止せんとした別な原因に基く。従つて法幣と物資との關係に於ては、物資の供給に比し相對的に法幣の不足が觀られた、今貨幣數量説を一應の眞理とするならば法幣極度のデフレに因つて物價は低落すべきだ、之に對し法幣爲替の崩落と云ふ物價騰貴の要素が加はつたことからして、物價はデフレに逆

向して騰貴してゐる現狀である。換言せば上海の物價は法幣のデフレと云ふ低落の要素と、爲替低落といふ騰貴の要素とが同時的に起り、相互に牽引して物價騰貴が意外に微少であることが識られるだらう。

第二には爲替の低落が換物運動の勃發となり、それは思惑買となり延て物價高を促進することは理論的には考へられるが、法幣のデフレは思惑資金の缺乏を痛感せしめて居り、實際上思惑餘地は尠く換物運動を抑止してゐる、之れ物價騰貴が著しからざる第二の理由であらう。

第三には對外的價値の低落が底知れない法幣を以てしては、利益を目的とする換物運動は意義を爲さない。蓋し轉賣目的の思惑買は値上りに依つて表面的には利益の獲得とはなるが、次の段階には法幣爲替の低落に基き實質的には左程の利益とはならない、思惑的な換物運動は爲替が安定することを前提とせねばならない。即ち法幣低落の損失を避く、或はそれに依る消極的利益を收めんとするならば、換物

運動は生活必需品の買占めを除き殆んど無意味にして、寧ろ外貨への轉換を有利とし事實それが旺盛を極めて居る、換物運動が深刻に起らず物價著騰を齎さざる原因は茲にも發見出来る。

右の奇現象は所詮民衆が通貨として法幣を絶対信認してゐることに基き、その信認は代替通貨がないこと、或は英國依存の結果と看做れる。然し現在の如く上海のデフレが繼續するときは、法幣は通貨的機能を新匯割に譲らねばならない。即ち取引が新匯割を以てするものが漸増するならば、實際歩の通貨は新匯割と云ふべく、それに基き新匯割建値の物價となるべきである。而して新匯割は法幣に打歩を生じてゐる。従つて法幣建物價を以て上海物價を判定するは不可なる反面、打歩を考慮しての新匯割物價は以前の法幣建物價を表示するものとし、それは著しく騰貴となつてゐるであらうことは推定に難くない。

斯かる説述によつて、上海に關する限り法幣は實際は國內通貨、尠くとも交換要具としての機能を半喪失したことが判明する、即ち法幣は取引單位を表すが實際の授受は新匯割に依ることからして、富の表徴たるに止つてゐる、而してそれは外貨兌換が行はれる範圍に於て繼續するだらう。法幣が以前のやうに一切の取引に使用せられて居るならばそれは國內通貨としての意義があり、法幣建物價は法幣本然の對内價値を表はすと觀るべきであるが、國內通貨機能を新匯割に譲つた現狀に於ては、法幣建物價はナンセンスに等しい。同時に多少なりとも外貨兌換を行ふことに依り、法幣を名目上の通貨として維持

しその完全な没落をカモフラージュしてゐることは、右の如き事情に依つて判明するだらう。

新匯割の出現とその流通、尠くとも新匯割を以てする取引の増加に依り、法幣對内價値のバロメータとしての法幣建物價は無意義にして、法幣と物價との關係は既に遮斷されたとするが適當であることは最早明となつた、このことは吳々も注意すべき點だ。

されば法幣の對内價値を自然の儘に表はすのは、上海に非ずして奥地なることは自ら諒解され、それ新匯割の存在しないのと、法幣が依然唯一の支那側交換要具として授受されてゐるに基く。その奥地の法幣建物價はそれを統一的に表示する物價指數に缺くるが、斷片的な個々の物價に付て觀ると戦前の二三倍は普通としてゐるやうである。それは土貨品たる米、小麥、卵にも見受けられ、他面輸入品に於ては例へば重慶に於ては沓下一足三十元、石鹼一個八角(八十錢)と謂はれ、需給不均衡もさることながら法幣爲替の低落が物價高を齎してゐることを如實に物語つてゐる。既に指摘したやうに、爲替の低落は海港地輸入品物價の騰貴に最初に表れるのであるが、上海に於てはそれが新匯割に依つてカモフラージュされて居るのに比し、奥地に於て爲替低落が物價高を示し、法幣の對内的價値の低下を反映してゐるのである。而して爲替の低落に従ひ今後奥地物價の暴騰は必至にして、法幣が奥地に於て國內通貨として流通を觀る限り、奥地大衆は塗炭の苦しみを續けざるを得ないものだ、否都會に於ても新匯割物價の昂騰に依り、實質的には同様の苦痛を感受してゐるものである。

何れにせよ偽装と技巧に依つて、最問題とせられるべき上海物價は影に潜み、爲に爲替低落に發する物價問題は大きく扱はれてゐないが、實質上は一志二片をベースとする物價が、三片臺をベースに暴騰したことは疑はず、その大衆に與ふる影響は大きい。然しそれは大衆自體が法幣より離反しない罪に歸すべきであるが、一面に於ては法幣に代り大衆の流通經濟に浸透する有力な新通貨がないからだ、斯くて「法幣と物價」を取上げることにより中支通貨政策の前進が希求されると思ふ。

因に從來支那では自殺はないものとされてゐたが、最近上海に於て多い日には十數件、少い日には數件の生活苦にて發する自殺があると謂ふ。

八、法幣と支那の國際貸借

法幣が今日の如き地位に顛落した根因は、支那經濟の惡化にあることは指摘するまでもない、それは端的に國際貸借の惡化に表はれる。周知の通り支那は萬年入超國である、貿易統計が作成された一八六〇年頃より今日に至る迄、支那が貿易上出超であつた年は、一八七〇年代の一、二年に過ぎない、殊に出超地であつた滿洲の分離は貿易收支支那にとつては大きな打撃となつた。

今一九三三年以降の貿易狀況を觀る。

支那の貿易狀況 (單位百萬元)

年	輸入	輸出	合計	入超
一九三三年	一、三四五	六一一	一、九五七	七三三
一九三四年	一、〇二九	五三六	一、五四六	四九四
一九三五年	九一九	五七五	一、四九五	三四三
一九三六年	九四一	七〇五	一、六四七	二三五
一九三七年	九五三	八三八	一、七九一	一一五
一九三八年	八八六	七六二	一、六四八	一二三
一九三九年	七二四	四一二	一、一三七	三一二

右の如く連年入超を示し萬年入超國なるを端的に物語つてゐるが、入超額は一九三一年の十億八千七百萬元を最大とし漸減してゐる、之は一九三四年以來の銀高が支那經濟のデフレを齎し、その克服策として政府は貿易收支の改善を企圖しそれが多少効果を擧げたと、支那經濟の疲弊が輸入力の減殺となつたことに因るもの、如くである。支那は一九二八年關稅自主權を有するに至つたが、それ以前は貿易政策の武器たる關稅の支配權は全く列強の掌中であり、加之列強はその他の政治經濟上の干渉力と相俟つて、支那をして所謂世界の商品販賣市場とし深く觸手を伸ばし、斯くて支那は他動的に貿易を押し付けられる立場にあつた。即ち支那の半植民的地位と國際資本主義の侵入とは、支那をダンピング市場たら

しむると共に、列強必需品の原料供給地たるに止めてゐた。之を更に換言するならば、支那は列強の好むものゝみを輸出し、輸入に於ては自國の好まざるも列強の好むものを押賣される實狀にあつた。それは政治的從屬性の然らしむる所であり、併せて經濟的後進國にして低度段階の農業國に停滯してゐたと云ふ産業構成の產物でもあつた。

支那が入超を餘儀なくする不利な貿易情勢を續け來つたことは、その輸出入の構成を一瞥するならば直に首肯され得る、それは工業製品、食糧及工業原料品が輸入の大半を占むるに對し、原料及輕工業品を輸出することに徴し明である。之は支那經濟の反映に外ならないが、最近の貿易はブロックの結成と云ふ様な政治的勢力が貿易を支配する重大要素となるに連れ、支那の如き政治的弱少國は世界經濟に於て一そう不利にならざるを得ない。加ふる一九二九年の世異恐慌以來世界各國は輸出の伸展、輸入の防遏に躍氣となり、斯かる貿易戰に於ては無防備な支那は落伍者として立つ外ない、蓋し列強の租界の存在と治外法權の享有とは、支那の採らんとする貿易政策を否定する。例へば爲替管理、貿易統制の如きを行はんとするもその何れも列強の協力なくしては骨抜きとならざるを得ない、茲に萬年貿易入超の原因を求むべきであらう。

支那は一九三五年幣制改革以來貿易收支の改善に努め來り、就中事變發生以後に於ては輸出振興、輸入防遏を重點とする貿易政策の強化を期し、以て外貨の喪失を防止し法幣の安定に努力した。是等は直

接的貿易統制或は爲替統制として重慶政權の實施し來つた所なることは既に各項に於て説述した通りである。然るにその何れも多くは何等の實効を奏せず、貿易貸借の改善とはならなかつた。半植民的地位と産業發達程度がそれを結果付けたのであることは云ふまでもない。

然らば萬年貿易入超の支那の國際收支は如何にして保たれて來たか、それは列強の對支投資、華僑送金、列強軍隊の駐屯費、在支外人の傳道及慈善事業費等の貿易外收入に依つてカヴァーされ來つたことは周知の通りである。だが銀高に基く支那經濟の惡化以來といふものは、右の如き從來の貿易外收入のみを以てしては國際收支の均衡困難を告げ、支拂超過の補填策として銀の正當或は密輸出が旺盛となるに至つた。而して過去永年の間貿易は入超なるに拘らず、支那は印度と共に銀の吸收國であつた。それは一見不思議と思はれるが、曩に擧げた貿易外收入が極めて順調なる爲に貿易入超及銀輸入を十分賄つたものである。従つて支那の國際收支は貿易は從にして、貿易外收入が主たる變態的な形成を爲してゐた、それとても債權國ならば敢て異とするに足りないが、然らざる支那が右様の状態にあることは奇異と云ふべきである、そこにも列強の投資地といふ半植民性が明に露呈されてゐる。

支那の國際收支に關しては明確な計數はない、中國銀行及イー・カン調査のそれは比較的權威あるものとされてゐるが、それとても推定を根據としたものが多い。

今イー・カンの調査に依る支那國際收支を觀る。

最近支那の國際收支

(六八)

項 目	一、受 取 勘 定 (單位千元)			
	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
1、商 品 輸 出	五七五,八〇九	七〇五,七四一	八三六,二五五	七六二,六四一
2、右價格の調整	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	六七,〇〇〇	六〇,〇〇〇
3、金 銀 輸 出				
a、金 輸 出	三〇,七二〇	四〇,六二〇	五八,二五五	
b、銀 輸 出	五九,三九七	二四九,六三三	三九八,四九〇	八〇,三三九
c、銀 密 輸	一五〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
d、金 密 輸	二〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	一五,〇〇〇
4、華 僑 送 金	二八〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇
5、外人傳道並慈善事業經費	四〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇
6、外國軍隊經費	七〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇
7、外國使臣經費	二五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二五,〇〇〇
8、碇泊外國航經費	三〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

項 目	二、支 拂 勘 定			
	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
9、外人旅行者費消	一〇,〇〇〇	六,〇〇〇	四,〇〇〇	二,〇〇〇
10、外國證券の元利償還	八七〇〇	一〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	一五,〇〇〇
計	一,三四九,六六六	一,五七六,九八四	二,〇七三,〇一一	一,八三九,九七〇
11、商 品 輸 入	九九九,二二一	九四一,五四五	九三三,三六六	八八六,二〇〇
12、右價格の調整				一七〇,〇〇〇
13、金 輸 入				一四〇,八三三
14、商 品 密 輸	二八〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
15、外債元利支拂				
a、關稅收入擔保	六六,四〇〇	七六,七〇〇	七六,九〇〇	七七,九五九
b、棉 麥 借 款	二二,六四五	六,五〇〇	八,七〇〇	一〇,二三三
c、鹽稅收入擔保	一三三,二〇〇	一三三,三五八	一五五,五	一八八,八五
d、鐵 道 借 款	八,一〇〇	一〇,九五〇	三三,五〇〇	九八,〇〇〇
16、駐外使臣留學生旅行者費消	五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一三,〇〇〇

(六九)

17、保険料運賃船料	110,000	310,000	110,000	(70)
18、未賣却銀輸出	—	140,000	150,000	
19、海外拂戦費	—	—	145,000	
20、資金の引上逃避	25,000	92,931	70,000	
計	135,966	542,931	475,000	

右の如く受取勘定に於ては商品輸出に次ぐものは華僑送金にして、而も事變以來それは著しく増加し、昨年に於ける金額は全貿易輸出額に匹敵せんとしてゐる、華僑の支那政治經濟に與ふる影響力の大なることは多言を要しないが、支那國際收入の三割がその送金に依存してゐることは注目すべく、蔣政權が必死となつて華僑に呼掛けるのは總てそこに意圖がある。外國投資は全く計上されてゐないが、最近が目立つた新規投資はない様である。銀輸出は昨年は減少した、それは國有銀の手持が潤満した結果であらう。尤も海外に在る未賣却銀が二億元計上されて居る、之は一九三九年(本年)には受取勘定に編入されるものである。外國軍隊經費は我作戦軍の關係に因る。支拂勘定に於ては一九三七年に密輸出が激増したことは注目するに足り、又海外拂の戦費を一億五千萬圓と推定してゐるが之は過少の感がある。何れにせよ、右カンの調査は参考とするに足るがそれは飽迄参考とするに非ず、全的に信を措けなことは勿論にして、收支の辻褄を合せんが爲の技巧の跡は歴然たるものである。

問題は國際收支個々の項目にあるのではない、貿易逆調の改善が不可能を見込れる當面に於ては、貿易外收支の改善のみが法幣を維持する支柱なるが、その收支も亦惡化しつつあることを大勢的に察知せられ、従つて法幣の崩落は單なる仕手關係とか、ルムマーに依るものではなく、國際收支といふ基礎が動搖してゐることに發端する。

蔣政權として現に國際收支の適合を圖らんとしてゐる方法は、前述した貿易改善に留意する外、華僑送金の増加を期するにあつて、それに關しては懸命の努力を拂つてゐるものゝ如きであるが、戦争の真相が判明しデマが暴露するに連れ漸次華僑は蔣政權を離れるだらう、従つて蔣政權の外貨資金に轉化し得る華僑送金は減少すると觀るべきであらう。銀輸出は國有銀が出盡したと觀られる狀況にあれば、今後その増加は期待されず寧ろ著減を必至とするだらう。外國軍隊費は餘り減少しないと見込れるが、その大部分は法幣とは無關係なものである。外人傳道及慈善事業費は豫斷すべき資料に缺くが、今後増加しても大勢を動かすに足るまい。斯く觀じて來ると貿易外受取勘定は減少こそすれ到底増加の見込みはなく、従つて收支の適合方策は支拂勘定の減少に向けざるを得ない。それは密輸の防止を第一としよすが、之は正統貿易入超を防止すると同様で却々盡きまい。次には外債元利拂であるが、既に關稅收入擔保及鐵道借款外債元利拂は停止して終つた、棉麥借款は今後の對策借款關係で支拂はねばならないだらう。戦費は外貨資金と相關關係があり、資金があれば軍需品を輸入したいであらうが、現在となつて

は著減せざるを得ないだらう。資金の引上或は逃避は躍氣となつて防止してゐることは既に爲替對策を擧げたときに説明した通りである、然しその實効は殆どない。而も法幣の崩落は逃避を助成促進するものである。従つて今後はその増加はあり得ても減少とはなるまい。

如上是國際收支の大勢より法幣の低落を必至なものと觀たものであるが、法幣崩落の近因を爲した本年上半年の支那貿易狀況を検ずるに、戦線が奥地に移動する一方に治安は漸次改善され、且つ海港は大體平常化したる爲輸入貿易は旺盛を加へ、それに連れ入超は逐月激増してゐた。今法幣價値の低落を除き去して貿易情勢を觀るべく、英貨磅に換算して上半期の貿易額を觀るに次の如くである。

上半期貿易額 (單位英貨千磅)

月	輸 入		輸 出		入 超
	一九三九年	一九三八年	一九三八年	一九三九年	
一 月	五、一〇七	三、五七七	二、四一七	二、五五六	九八八
二 月	四、五五一	四、二九五	一、九四〇	二、四一九	一、八六六
三 月	六、七〇〇	五、七三三	二、七七一	二、九三二	二、八五二
四 月	七、三八五	三、六二四	二、二八九	三、〇六〇	五、六一三
五 月	一〇、五三三	三、五二九	二、七六四	二、七三三	八二五

月	一九三九年	一九三八年	一九三八年	一九三九年	入超
六 月	九、二二六	二、六二二	一、九六〇	二、七九九	一〇六
合 計	四三、五四五	二三、四〇三	一三、三九四	二六、四六四	六九三九

即ち、輸入は各月共に前年に比し著増し、殊に三月以降はその傾向は強まり、爲に上半期の輸入額は前年同期に比し二千餘萬磅の激増となつてゐた。その反面輸出は前年同期に比し三百餘萬磅の減少を示し、その結果入超額三千十五萬磅、前年同期に比し二千三百餘萬磅の激増となつてゐる。入超額の總てが外貨資金の減少となるものではないが、その大半は法幣外貨資金を以て決済されたことは疑はない、即ち、對日貿易を除く各國の入超は英磅或は米弗を以て支拂はれる實狀にあるが故に、入超額の八割内外は外貨決済となつて居るやうである。

因みに對日貿易の輸入は總額の二割三分五厘を示し第一位にあり、輸出は七分九厘にて第四位になつてゐる。

如斯入超の著増原因は前述したやうに、全般的な復興期に入り資材の需要が急激に擡頭し來たのに基くが、未だ全くノーマルなものとは云へない。本年上半期中前年同期に比し巨額の増加となつた主要品は次の如くにして、原料、食糧及其他生活必需品が大半を占めてゐる。

輸入増加の主要商品 (單位千元)

	本年上半期輸入額	對前年同期增加額
棉花及綿絲	八七、八六七	八一、二七〇
穀糧品	一一一、三八七	三六、九三一
砂糖	三一、九二一	二五、二五四
油及油脂類	六四、五四一	一九、三五三
化學品及藥品	三九、五四七	一五、八二三
染塗料品	二四、四八四	一五、一八二
絹及同製品	一五、七五八	一四、三五八
果物及種子	一七、八五二	一三、六五五
煙草	二五、〇〇一	一二、二五五
書籍地圖紙	三二、二〇九	一〇、二一二
石炭類	一三、六六四	九、八四八
木材	一七、〇九六	九、七七二
機械器具	三一、四六一	八、八〇〇
金及同製品	一一、四五二	六、七三八

麻類	一三、七三三	四、七一一
雜類金屬品	一八、三九二	四、〇四七
車輛及船舶	二三、三六四	三、九三九
皮革類	四、〇八一	二、〇九七
金屬品及鑽石	三六、六四八	九〇八
右合計	二九五、一六二	

即ち本年下半年の支那貿易は法幣を以て表示せば、

輸入 七二〇、六八四千元 輸出 四二、四六〇千元 入超 三〇九、二二四千元

となつて居り、前年同期の入超額は一一九、七〇四千元を示し、従つて本年は前年に比し一八九、五一九千元の激増となつてゐる。それは右十九主要品目の輸入増加に負ふことは既に明である。而して棉花を首め輸入増加となつた商品の大半は第三國からの輸入に依存し、是等は外貨決済とならざるを得ない、即ち商品方面から觀るも、入超の増加は支那外貨資金の喪失を意味する。要るに戦争の爲に消費は抑止されて居たが、混亂が沈靜となるに連れ大衆の衣食住意慾が復活し、生活必要品の需要となつて表面化し、そこで原料及必要品の輸入激増となつたものにして、それが支那大衆の最少限度の慾求である限り、消費の抑止は至難なると同時に、その輸入抑止も困難であらう。支那大衆の生活は低度、且つ彈

力性を有つが、食ひ延し着延しにも自ら限度がある。こゝに輸入増加の必然性があると共に、それが入超の増加となつて外貨を壓迫する根因がある、従つて法幣の崩落を防止するには、根本的に支那産業の再建をスタートとせねばならない。

何分支那國際收支と法幣との關係は複雑である、例へば非占領地帯を蔣政權地域としてその地帯のみの國際收支と法幣との關係を検ずば不可なる反面、上述したやうに支那全體の國際收支と法幣とを關はらしむるも妥當を缺く、蓋し占領地帯に於て法幣が流通する地方と然らざる地方とがあり、國際貸借の決濟に法幣が仲介されない場合もあり得るからである。然し過去に於ては大勢的に全體の國際收支と法幣とは密接な關係があり、そして國際收支の惡化が法幣を崩落に導いてゐることは指摘出來やう。

今後支那の國際收支は、法幣地帯、華興券地帯、軍票地帯、聯銀券地帯といふやうに、發券銀行の勢力範圍に依つて區別して検討せなければならぬだらう。

然しそれとても幾多の問題を含み、結局國際收支の觀點から各通貨の對外價値を多少共具體的に論ずることは愈至難を告げやう、このことを一言して置く。

九、法幣と滙劃

新滙劃の出現は蔣政權の通貨制度に大なる變化を齎した、それは新滙劃が實際上法幣の化體たる性質を帶び、通貨としての機能を營みつゝあるからだ。蓋し新滙劃は商品の交換要具として市中に流通し、

その法幣と異なる所は爲替不兌換の一點に過ぎず、對内的には通貨として授受されるからである。而してこの新滙劃は滙劃とは亦異り、前者は後者に比し通貨的色彩が濃厚である。是等の事情を説明する。

元來支那では古くから滙劃制度があつた。即ち銀行業及錢莊間に於て手形交換尻の決濟方法として滙劃が利用されてゐた。従つてそれは我國銀行で謂ふ自己宛小切手(キャッシュ・オーダー)に類するが、手形交換の決濟尻のみに使用された點に於て自己宛小切手とは異なる、それを學者は曾て米國で行はれた手形交換所證券と同様に解するが、大體それに類似したものと看做して差支へない。要するに交換尻の資金不足を補ふ爲に「滙劃」なる二字の記載した振替證書を謂ひ、自然發生的な信用制度の表はれであつて、何等法規に依つて認められたものではなかつた。然るに一昨年八月十三日上海に戰爭開始され支那側銀行は休業した、その再開に際し「金融安定辦法」なるモラトリアム法令を實施し、法幣の擁護を行つたことは既に説明した通りである、そのモラは何分にも銀行預金の引出は毎週預金殘額の百分五、而もその額は百五十元以下と規定され、爲に上海の金融は硬塞し到底商工業の運行が困難であつた。その打開策として上海銀行公會及錢莊公會は「金融安定補充辦法」を申請し、蔣政權はそれを全的に認め申請通り承認した。その條文は前に掲げてあるが、その要領は從來商慣習として行はれ來つた銀錢業の滙劃を法的に確認すると共に、銀錢業者に對し預金支拂の爲の滙劃拂ひをも認められたものである。前者の滙劃は異とするに足りないが、後者の滙劃は法幣に代替する新通貨の發行を意味する。されば各商社は滙劃拂

ひの支拂ひを行ふに至り、それを實際上法幣同様に扱つてゐた。而して規定上は法幣との交換は禁止されてゐるが、相當の打歩を附して法幣と交換され、その打歩は暗市場の需給關係に依つて動いてゐた、従つて若干の損失さへ覺悟すれば法幣の入手は困難ではなかつた。尤も滙割は法幣預金を見返りに支拂はれるものであるから、そこに自ら利用の限度はある理だ。斯かる経過を以て發行(振出)された滙割が幾許に達するかは不明であつたが、關稅の半額(一商社一日千金海關單位)までは滙割を法幣として受入れることが認められ、且つ會社の利益配當、會社債の利拂ひも滙割拂ひが容認されたるを以て、その流通は相當額に上つたものと推定される。

滙割は法幣の代用通貨として交換の媒介に役立たするにあつて、機能上は法幣同様であるが、それに依つて外貨は買へない、それを條件に滙割制度を擴大したのであつたが、暗取引を以て法幣との交換が半公然と行はれ、必然的に滙割—法幣—外貨買の經路を以て資金の逃避が行はれた。そこで蔣政權は六月七日に第二次外貨賣停止を斷行し、更に同月二十二日には預金引出制限令を實施した。その制限令は一昨年八月十六日、即ちモラトリアム實施後に、新に預入れた法幣預金は、一週五百元以上の拂出しを禁止するにある。一昨年のモラは八月十六日前の預金を封鎖したのだが、今回のモラ強化は一昨年のモラ以後の預金をも支拂制限したもので、之は前回のモラに際しての公約を破棄したものと見て、蔣政權が上海銀錢業者より痛烈に非難された所である。

惟ふに一昨年のモラは銀錢業者の自衛策として、且蔣政權の戰時金融對策として兩者打合せの下に斷行された、然るに今回のモラ強化は何等の下相談もなく突如實施され、加之前述の如く公約を破棄したこととして、銀錢業者はその立場を喪ふと同時に今後の營業に支障を生ずる傾向にあつた。蓋し罐詰めを前提に預金する者はなく、預金は外國銀行に集中せざるを得ないからだ。その對策として採られたのが新滙割の發行である、それは正確には「同業滙割領用辦法」なる規定に基く、その條項は次の如きものである。

上海銀行業同業公會聯合準備委員會同業滙割領用辦法

第一條 本會は上海市銀錢業の資金を調節して商工業の需要に適應せしむる爲め上海市銀錢業公會の決議に基き各銀行錢莊の同業滙割領用事務を處理す

第二條 本辦法に稱する銀行錢莊は次の如き金融業を含む

- (一) 銀行業同業公會々員銀行
- (二) 其の他本會委員銀行、交換銀行、委託交換銀行、預金銀行及び信託銀行
- (三) 錢業同業公會の會員錢莊

第三條 同業滙割は財産を以て準備とす

第四條 各銀行錢莊が本辦法第五條の規定により財産を提供すれば本會に向つて同業滙割を領用すること

を得

第五條 同業滙割領用の擔保品は左の種類に限定す

(一)主要貨物 二)上海市場に正式の市價を有せる社債及び株券 三)上海租界内に於て權益を有せる家屋及び土地

第六條 擔保品の審査及び評價は本會は評價委員會から處理する

第七條 擔保品は本會の保管委員會に於て保管する

第八條 上海市銀錢兩業同業公會は滙割準備委員會を組織する。其の規則は別に之を定む

第九條 本會は各銀行錢莊の同業滙割領用に對しては擔保品評價額の七〇%以上を提供せず、擔保品の市價下落の場合は追擔保を求むることを得

第十條 各銀行錢莊にして本會より同業滙割を領用する場合は本會は之を各銀行錢莊の當座預金として小切手を發給す

第十一條 本會は同業滙割授受の便利を圖る爲同業滙割證を發行することを得、其の種類及び發行規程は別に之を定む

第十二條 同業滙割は奥地へ送附して土產品仕入に使用することを得

第十三條 本會の同業滙割領用事務に就いては本會の經理は常務委員と協議して之を辦理す

第十四條 本會同業滙割領用の利率と滙割預金利率は經理が隨時常務委員と協議して之を本會に掲示する

第十五條 各銀行錢莊の滙割預金利息と滙割貸付利息に就いては本會は逐月之を決算す

第十六條 本會は各銀行錢莊の滙割預金状態に對して必要な場合検査を行ふことを得

第十七條 民國二十六年八月十八日本會規定の同業滙折放(滙割貸付)暫行辦法は本辦施行の日より廢止さるべし

第十八條 本辦法は本會常務委員會の決議を経て之を修正することを得

上海市銀錢業同業滙割準備検査委員會規則

第一條 本委員會は上海銀行業同業公會聯合準備委員會は(以下準備會と稱す)同業滙割領用辦法第八條の規定により同業滙割準備の検査事務を處理す

第二條 本委員會は次の如き委員を以て組織す

(一)上海市商會代表一名 (二)中央、中國、交通、農民四行聯合代表一名 (三)外商銀行公會代表一名 (四)錢業同業公會代表一名、銀行業同業公會一名

第三條 本委員會は準備會收受銀行錢莊の同業滙割領用の擔保品に對して毎月少くとも一回の検査を行ひ其の種類及び數額を公布す

第四條 本委員會は事務處理の關係で準備會の人員の協助を求むることを得

第五條 本委員會の經費は準備會の負擔とす

第六條 本規則は全體委員の決議を経て之を修改することを得

右の如く舊滙割預金二千二百萬元は本年六月末以降十二週間に支拂はれる一方、新資金は規定擔保を條件に新滙割の發行に依つて充たされることになつたのである。之はデフレを緩和するに幾分役立つと共に、滙割制度を擴張することに依つて、法幣の代用通貨を造出した意義を有つもので重視を要する點である。今滙割と新滙割の差異を述べるに、

イ、舊滙割は法幣預金を見返りに發行され、従つてその發行は預金者の要求に依る。

ロ、然るに新滙割は銀錢業者の必要に應じ發行が出来る、全體としての限度五千萬元の規定するも、本質に於ては各銀錢業者が銀行券を自由に發行するに等しい。

ハ、舊滙割は規定上は振替通貨にして現金通貨の地位は與へられてゐない。

ニ、右に對し新滙割は當初より通貨としての扱ひを受け、而も奥地に於て使用し得ることになつてゐる。

されば新滙割は發行方法及その機能からみるならば、法幣の化體たることを蔣政權も認めてゐるものと云ふべきである。事實蔣政權としては、新滙割の流通に依つて、交換要具としての法幣需要の減少(取

引媒介として新滙割が客觀的に認められるならば法幣の需要は減少すべきだ)と、それに伴ひ法幣の外貨への轉換が抑止され、更に舊滙割の使用が漸減すると共にその法幣との割引率は縮少するものと期待した。それは理論的には一應首肯されないこともないが、外貨兌換される法幣と兌換されない法幣(新滙割)とが何等の摩擦なくして併行的に流通することはあり得ない。その摩擦は割引率の擴大となつて表はれた。

七月中に於ける滙割割引率の變動 (法幣千元に對し)

四日	一〇〇元	十三日	九五元	二十二日	二三五元
五日	一〇〇元	十四日	九五元	二十四日	二五〇元
六日	九七元	十五日	一〇〇元	二十五日	二六〇元
七日	九八元	十七日	一〇二元	二十六日	二三〇元
八日	九六元	十八日	一五〇元	二十七日	二七〇元
十日	九三元	十九日	一七〇元	二十八日	二三〇元
十一日	九三元	二十日	二〇〇元	二十九日	二六〇元
十二日	九四元	二十一日	二五〇元	三十一日	二二五元

新滙割の流通額は勿論不明であるが、半法幣たる地位が認められたるを以てその流通額は尠くはある

まい。恐らく今後國內通貨は新滙割が主となるに至るのではないかと観られるが、それは蔣政權として一面に於ては成功であらうが、反面に於ては惡貨(新滙割)に依つて驅逐された法幣は外貨兌換に供せられる惧れが濃厚にして、割引率の擴大はその表はれではないかと思はれる。

新滙割の發行限度は五千萬元と規定されてゐるが、今後限度の擴張を必至とするであらう。その結果國內流通通貨は新滙割を主とするに至る、さうなれば、實際上法幣制度は破綻したに等しく、尠くとも名目的なものと謂ふべきだ。而して取引建値は法幣を以て表示されるが、通貨の授受は新滙割に依るといふことになりはせぬか、それは恰も滿洲の張政權時代に於て、取引建値は現大洋を用ひたるに對し、實際授受はその日の相場を以て奉天票を使用したと同様の現象を呈するのではないか、即ち、法幣の爲替相場は今後猶低落するとしても外貨賣は依然停止することなく、以て爲替兌換通貨として或程度の實質價值を有たせ、それを會ての現大洋の地位に置き、流通通貨を不換紙幣たる新滙割に依らしむると推想するものである。その曉に於ては、蔣政權の通貨を法幣と観るは當らず、新滙割が主要通貨と看做すべきにして、而も新滙割の流通増加は形の變つたインフレの進行と看るべく、そのインフレの症狀は割引率の増大に露呈されるものと斷ぜられる。

斯くて法幣爲替の低落如何よりも、法幣に對する滙割割引率の高低如何が重視を要する。蓋し法幣爲替は一片とならうとも外貨兌換を行ふであらう、さうであるならば對外的には信用を完全に失墜したも

のと云ふべく、之を問題とするには當らない。殊に蔣政權の地位と關聯して、法幣の動きを観る場合には、事態は對外的より對内的に重きを置くべき段階に達したものなれば、滙割の動向を観察することが支那經濟及民衆と蔣政權との結付きを判定するに役立つと惟ふ。重ねて云ふ、新滙割の出現は法幣制度の一角を崩壊せしめ、その新滙割は惡性インフレの進行を物語つてゐるものにして、その動向を重視するが肝要である。

十、法幣と外國關係

法幣はその創設の當初に於て外國に依存し、又今日迄の維持も列國の援助に負ふことは屢述したことに依つて判明する。従つて蔣政權が買辦的存在であつた如く、法幣は買辦的通貨の性質を先天的に有し、而も今日に於てはその性質は更に深刻を加へ、英國系通貨の域に突入したとも謂へやう。法幣と列強との交渉は國に依り濃淡の差があり、最關係の濃厚なのは英國にして、米國亦因縁淺からざるものがあり、佛國之に次いで居るが其他の國々は比較的無關心な立場にある。

法幣と英國との關係は一九三五年九月リース・ロスの渡支に始り、幣制改革が彼の助言に負ふことの大なるは既述した通りである。幣制改革に英國が關與したことより、當時新幣制に對する積極的支援として法幣爲替資金の爲の英國對支借款一千萬磅の成立が流布されたが、その後の經過に依れば借款は成立しなかつたやうである。この邊りは英國の老獪な所であつて、却々損失を豫知されるやうな事に對し

ては物質的援助には出ない。リース・ロス及ロチャースが法幣の安定工作に當つたことから、精神的には大に援助しことは疑はない、殊にリース・ロスは滯支九ヶ月後一九三六年六月歸國に際し、法幣の樂觀論を強調し列強の支援あるべきことを暗示した。英國が法幣支援を最露骨に示威したのは、「銀貨支拂禁止令」なる勅令(キングス・レギュレーション)を幣制改革の翌日公布し、在支英國系銀行に對しその所有現銀を支那側に提出せしめ、又在支英人に銀貨使用を禁止し、且つ法幣使用を命令し、以て法幣制度に協力すべきことを義務付けた、之は當時法幣に對する不安を解消するに非常に役立つたと謂はれ、而も今回の日英會談に於て法幣及現銀引渡問題に關する英國の口實となつたものである。即ち英國は進んで千數百萬元に上る在支銀行の現銀を引渡し、それに依つて他の列強を指導し支那に恩を賣り、親英空氣を促進したものであつた。それは對英貿易の發展を齎すと同時に、在外資金を倫敦に集中することに依つて支那爲替政策に對する指導權の確立ともなり、現實的利益は尠少ではなかつた。

その後支那は英國が現銀提供以外に經濟的援助に出でなかつたので、借款或はクレジットの設定運動を頻繁に行つた、その結果英國は輸出信用局の代表として一九三六年十月カーク・バトリックを支那に派遣し、支那の要請に基き對支クレジットの設定を企圖したが、支那の政治的不安を豫見して遂ひにその實現を見るに至らなかつた。然し支那は借款に未練を捨てることなく、又英國も事情に應じ引受意思は有したるもの、如く、輸出信用局代表としてホール・パッチを常駐しめたのはその實證である。

英國が法幣に對し經濟的援助を敢行したのは、本年三月法幣安定資金制度を創設したことが第一歩である。その内容は左記草案の示す通りである。

チヨード六世第二―三年支那法幣安定法案

支那法幣の磅價値の不當なる變動を抑制する資金の設定を助長せんとする法案

支那法幣の磅價値の不當なる變動を抑制せんが爲め資金を設定せんことが提案せられ

英國の商業上及金融上の利益の保護の爲資金の設定を助長するを便宜とするに依り

本議會の上院議員並に下院議員の意見及同意に基き其の權威を以て國王陛下は左の通制定す

第一條 (一)大藏省は英國(Unter Kingdom)又は香港の法律に従ひて設立せられたる銀行に對し本資金閉

鎖の際銀行の受取りたる金額が本資金に對する其の出資額に満たざることを大藏省に於て認めたる

ときは其の不足額を補償することを得

前項に依り補償せらるゝ總額は五百萬磅を越ゆることを得ず

(二)大藏省は上記銀行に對し本資金に對する其の出資額に對する利子の支拂を保證することを得

(三)本條第一項の目的の爲め又は前記保證の履行の爲め大藏省に於て要求する金額は英國固定資金及其の收益の負擔として支出せらるべく斯かる支出をなしたるときは大藏省は遲滯なく其の報告を議會に提出すべし

(四) 本資金閉鎖の際大藏省の受取るべき金額は國庫に支拂はるべし

第二條 本法は之一九三九年支那(法幣安定法)と稱することを得

支那法幣安定資金に關する協定草案

(一) 香上銀行及チャータード銀行(以下英國銀行と稱す)並に中國銀行及交通銀行(以下支那銀行と稱す)は一千萬磅の支那法幣安定資金を設定す。本目的の爲め各銀行は倫敦に於て磅を以て左の額を出資す

支那銀行兩者併せて

五百萬磅

香上銀行

三百萬磅

チャータード銀行

二百萬磅

(二) 本資金は専ら支那法幣の賣買其他支那法幣の磅價を不當なる變動を抑制するに必要なる爲替操作をなす爲めに運用す。本資金所有の磅を以て買入れたる法幣は本資金勘定して一又は二以上の別口勘定を以て上海又は香港に於て支那法貨(Chinese legal tender money)を以て保有す。倫敦に在る本資金の磅勘定及法幣勘定は英國銀行及支那銀行の共同管理とし、之等諸勘定の運用に際しては銀行は下記の運用委員會の指揮に従ふ。

(三) 本資金の運用は之を五名の委員より成る委員會に委任す。支那銀行は共同にて二名の委員を任命

す。香上銀行及チャータード銀行は各一名を任命す。他の一名の委員は大藏省の承認を得且つ英國銀行の同意を経て支那政府の任命せる適當なる英人専門家とす。

委員會は法幣の磅價の不當なる變動を抑制する目的達成の爲め最も適切なる政策を日々決定し資金運用に關し關係銀行に指針を與ふる義務を負ふ。

前記の規定に依り任命されたる英人専門家は大藏省(及支那中央銀行總裁)に對し本資金の運用に關し詳細なる報告書を定時に提出し英國銀行及支那銀行は之に必要なあらゆる便宜と報告を與ふることを約す。

(四) 香上銀行及チャータード銀行は各々の本資金への出資額に對し、年二分七厘五毛の利率に依り六十日毎に磅を以て利子を受く。支那銀行は倫敦に在る本資金の磅勘定の運用收益を以て支辨せられざる利子の支拂を約す。

(五) 本協定は大藏省が後記の保證を英國銀行に與へたるとき其の効力を發生す。本協定の有効期間は十二ヶ月とす。英國銀行及支那銀行雙方の合意に依り支那政府及大藏省の同意を以て本協定は六ヶ月宛の期間之を更新することを得。但し英國銀行は大藏省の、支那銀行は支那政府の夫々の同意を以て何時にても相手方に七日の豫告期間を與へ本協定を廢棄することを得。

(六) 本協定終了するときは本資金は之を閉鎖し倫敦に在る磅勘定の磅資産金額並に法幣勘定の貸出に存

する支那法貨の全額は支那銀行及英國銀行間に夫々の出資元本額に比例して分配す。

(七) 以上の諸規定は目下審議中の支那(法幣安定)法案に附屬し、大藏省が左の引受をなすと同時に締結せられ其の效力を生ず。

(一) 貨金閉鎖に際し香上銀行及チャータード銀行の蒙れる損失を補償すること(即ち、資金閉鎖の際に於て英國銀行が磅を以て受取る金額が法幣の賣却に依りて得たる磅を合して尙其の出資額に達せざるときは大藏省は英國銀行に不足額を磅を以て支拂ふ)他方、資金閉鎖の際(利子として受取るもの、外)銀行が磅を以て受取る總額が其の出資元本額を超過るときは銀行はその超過額を大藏省に支拂ふ。

(二) 英國銀行の出資額に對し六ヶ月毎に年二分七厘五毛の利率を以て支那銀行より支拂はるべき上記利子の支拂を保證すること。

斯かる引受は議會の協賛を経たる後効力を生ずべきものとす。

右法幣安定資金制度の採用は法幣をして英系通貨たらしめた決定的措置である。この援助にも拘らず法幣が崩壊過程にあることは既述の通りである。而して最近は幣制改革に參畫した英蘭銀行員ロヂャースが、安定委員會の衝に當つてゐるもの、如く察せられ、彼は香港と上海とを往來し法幣の再建工作に躍氣となつてゐるやうである。他面最近の倫敦新聞電報に依れば、英國輸出信用局の對支クレジットは

從來五十萬磅であつたが、それを一躍三百萬磅に擴張したと傳ふ、その眞偽は不明であるが、法幣に物資的援助を一度勵行した経緯に鑑みればデマとして一掃する理にはゆくまい。是等に關しては詳細が公表されてゐないが故に、總ては真相か否かを確言し得ないが、對支クレジット設定に關し英國の輿論が支那に同情的、尠くとも議會の空氣は援助氣運にあることは否定されない。

米國と法幣との關係は、幣制改革直後在支米國系銀行の現銀引出を端著とし、その後は米支銀協定に依る支那國有銀の購入を通じ密接な關係を結んでゐる。その米支銀協定は延長契約を除けば今日迄に五次に亘つてゐる、即ち、

第一次協定 一九三五年十一月

米國政府は支那政府所有の五千萬オンスを一オンス米貨約六五仙を以て購入した。代り金は紐育の銀行に預金することになつてゐた。

第二次協定 一九三六年五月

購入數量は公表されない、買入價格は世界銀市物價格に依つた(即ち倫敦銀塊市場價格)

第三次協定 一九三七年七月

購入量及購入價格共に公表されないが、米國政府は支那より銀を購入する反面支那の金準備増加策として、支那は米國より金を購入する義務を負はされた。

第四次協協定 一九三八年四月

(九二)

數量不明なるも、価格は一オンス四十三仙と決定されたやうである。

第五次協定 一九三八年七月

購入量は、決定したが、価格は成行相場に依るもの如くである。

何分銀協定は當局の公表なき爲詳細不明であるが、第五次協定迄の分を含めて支那國有銀の對米現送は三億五千萬オンス見當に上り、その後も多少の現送はあるが上海占領後に於ては香港經由倫敦賣となつたやうである。

斯様に米支銀協定は五次に亘り、その後第六次の新協定も傳へられたが、本年一月の協定は第五次協定の延長のやうである。兎に角この協定に依り支那は所有銀を有利に處分し、以て外貨資金の充實に資したのである。然らば米國が右協定に應じたのは、援蔣策の實踐と云ふべきかと云ふに、その意味も勿論あるにはあつたが、偶々米國の銀政策と利害の一致した結果に因ることもある。米國政府の意思を付度することは困難であるが、協定成立當時の客觀情勢に鑑みれば、五次に亘る銀協定は各次別に大體次の意義が織込れてゐるやうだ。

第一次協定は米國が從來行つてゐた倫敦市場中心の海外銀買入れを中止し、廢貨を原因に低價格を以てする支那の銀價維持及銀價を指導せんが爲に、米國は支那の銀購入を行ふに至つた、即ち法幣援

助の主旨に發せず、結果としてさうなつたに過ぎない。

第二次協定は法幣援助に發することはモーゲンソー大藏長官の聲明する所にして「支那國民政府の通貨政策が世界通貨安定なる究極目的達成の爲め重要な地位を占むることを察知し、米國は支那の幣制改革及通貨安定策を援助し、併せて米國銀買上政策の目的達成の爲め米支相互に於て提携し得る條件の下に、支那中央銀行より大量の銀購入をなし、同時に兩國の利益擁護が一致する如き條件に基き支那中央銀行は對し通貨安定の爲め弗爲替の利用を許容した」と謂つて居る通りで、多くの説明を必要としない。

第三次協定は過去の協定が支那の通貨安定に資したことに鑑み、更にその成功を導かんが爲に協定を擴充したものであつて、而も法幣安定の爲に支那に利益なクレジットも條項に含れ、米國の法幣支援は積極的に示された。

第四次協定は法幣維持と支那の米國に於ける物資(武器彈藥)購入資金を豊富ならしむ見地に出發した。

第五次協定は大體第四次協定と主旨を同じくする。

ものゝ如きである。されば米國も英國同様に法幣援助には積極的なものがあつたが、英國の如く半植民地扱ひをせず商業取引の形態を持つた點は注意すべきがある。尤も銀協定以外に援蔣借款に應じた形

(九三)

跡があり、例へば本年二月ユニヴァーサル・トレイディング・コーポレーションは、對支軍需品輸出目的を以て二千五百萬米弗の借款に應じたと報ぜられて居る。

佛國は幣制改革當時英米に追隨して、東方滙理銀行等の自國在支銀行をして、現銀引渡を敢行したに過ぎず、目立つた援助は擧ぐるに足りない、獨逸、伊太利、和蘭等も亦同様である。

斯様に法幣援助を具體的に検討してみると、英米の援助が積極的にして法幣今日の餘命は全くそれに依存してゐることが判明する。殊に注意すべきは、經濟的援助と同様に甚だ効果的な列強のモラル・サポートが頻繁に行はれてゐることだ。一例を擧ぐるならば、一昨年八月十三日上海戰爭を契機に蔣政權系銀行は外貨賣を停止し、その再開は危れてゐたが、外國銀行のモラル・サポートを背景に漸く再開したものであつた。このやうなのは「見える」モラル・サポートであるが、見えざる「インヴェイジブル」、それは屢々且つ有力に働いてゐることは争はれない。又法幣或は蔣政權援助の借款乃至クレジットの供與とて、公表されたもの以外に必ず行はれてゐるであらう。そこに法幣が論理を超越して依然餘命を保つ根因があると思ふ。

斯くて法幣は倍々買辨的通貨の色彩を濃厚にし來つたが、英國は日英會談を機會に恰も自國の植民地通貨だと謂ふやうな本心を露呈した。衆知の通り日英會談は經濟問題に原因して事實上決裂したが、彼我見解の對立要點は次の如きものだと言はれた。

イ、英國の政府は戰鬪行為の行はれつゝあるとの支那の現實の事態は容認したが、重慶政府と英國とが、敵對關係に入つたことを意味せず、重慶政府が支那政府なる限り、その通貨援助の爲に採られた「銀貨使用禁止令」のキングス・レグレーションは變更すべくもない。即ち法幣の租界流通禁止を認め難いと英國は主張するに對し、我方は新事態の發生を認め新秩序の樹立に協力の意思を示す以上、害我利敵の行爲と目せられる依然たる租界の法幣流通の如きは中止すべきなりを謂ふ。

ロ、北支現銀は一九三五年十一月の幣制改革が銀國有を齎したものでなれば、北支現銀の所有權は重慶政府にあり、又現銀の現實保管者は交通銀行(蔣政權系)なるが故に、同行以外の手に依つて租界外に搬出されることを拱手傍觀し得ない、と英國は主張するに對し、我方は北支現銀は北支の特殊事情に基き翼察政權が保管して南送しなかつた、翼察政權が解消して臨時政府が成立したるを以て、それは北支に屬し従つて臨時政府の所有となる。その租界外への搬出を彼是云爲するは見當違ひであると主張してゐる。

右の對立は英國が問題の解決を考慮することなく觀念の遊戲を是事とするに發し、而も自己の利害打算を基調とする法幣の擁護に眞意が置かれ、換言せば法幣を自家藥籠中のものとし、それを通じ自己權益の擁護とその擴大を期せんとする極東外交の表はれとして、敢て法幣問題に關して我方に對立して居

るのである。

(九六)

乍然法幣は没落といふ宿命的コースを辿りつゝあつて、その蘇生恢復を期することは、英國が法幣安定資金を増額し、外貨買に賣向ふ以外に方法はない、だがそれは海中に金を投ずるに愚に等しいことは英國自體が餘りに識り過ぎてゐる。それ故に爲替資金の増額を行ふに至らず、成行傍觀が採られてゐると觀られる。然し英國の苦慮は察するに餘りあり、去る八月十五日香港で開催された英支金融會議の如きはその一端である。同會議はロヂャースを中心に英支關係者が集り協議の結果、法幣に死の宣告を與へ新貿易通貨を發行せんとするにあつて、新聞紙の報ずる所に依ればその内容は次の如くである、即ち

- 一、新通貨は輸出爲替の取引及び外貨の取得のみに用ひられる。
- 一、法幣は新通貨と切離し國內通貨として嚴重なる統制下に流通される。
- 一、新通貨の發行には新たな銀行を設立せず中央銀行をしてこれに當らしめる。
- 一、右通貨の維持統制運用のため英支の出資になる共同基金を設ける。
- 一、新通貨の準備金については英國のみならずアメリカの出資を求め、英米の出資に對して西南地方における鑛業權を以て擔保とする。
- 一、新通貨の價値及び發行額については未だ最後の決定を見るに至らない、目下頻りに討議研究中で一部には四片半のレベルをもつて妥當なりと主張してゐるが更に各方面の意見の出盡した上最後の

に決定する。

と謂ふにあるが、その後の報道に依れば、

- 一、新貿易通貨は金元紙幣とし、その標準單位價格は對英十二片(一志)とす。
- 一、法幣との交換比率は金元紙幣十二片を基準に法幣の市中相場を以てする。

右の眞偽は不明であるが案として一應は想像されるが、その實現するか否かは、英國政府が損失補償を覺悟して出資を認めるか、米國が同様の擧に出るか否かに撃がる。

英國は共同の策として米國の引入れに躍氣とならう、然らば米國の態度は如何といふに、是等に關する豫斷は避くるが穩當であらう。何れにせよ、法幣は經濟的に崩落すべき運命にあるものなることを銘記するが肝要にして、従つて金元紙幣を發行するとしても、再びそれに對する外貨兌換が起り、その防止の成功は外貨資金の補充に關はる。としたならば、結果は法幣支持の爲に金を注ぎ込むに等しい。英國は今後種々な手を打つであらうが、法幣であらうと新貿易通貨であらうと、蔣政權の通貨形態を採る限り、外貨といふ實彈を以て應ずる以外に途はない、されば英國は實利主義と極東外交の調整に苦惱せざるを得まい。

英國は米國を首め他の列強の導入に努力し、以て蔣政權通貨制度の確立を企圖するであらうが、占領地帯が我方の掌握する所である嚴然たる事實は、それ等の一切を反撥するものである。それは直接、間

(九七)

接の害我利敵を意味する列強の對支金融政策は、犠牲が記録されるのみであつて總ては徒勞であることを意味する。諸外國も法幣否蔣政權通貨制度との關係を、根本的に清算する絶好の機會なることを自覺すべきであらうが、過去の甘き夢を將來に及ぼし居る現狀は遺憾の至りであるが、所詮その根本は彼我世界政策の極東に於ける對立に存するものなるが故に、彼等はその改變を待つ外あるまい。而して彼等の自覺は、事實の前に屈伏したときに始まるであらう。

十一、法幣の崩落(第二、三次崩落)とその現狀

法幣は遂に三片臺に顛落して終つた。外貨兌換を停止する日も遠くあるまいとの觀測が有力である。屢述の通り事變以來法幣は比較的安定を維持し來つたのであるが、昨年三月中國聯銀設立を契機に第一次の崩落となつたことは既述の通りである。その後一年三ヶ月程八片臺を維持してゐたが、遂に本年六月初旬第二次の崩落を齎した。それは六月七日法幣安定管理委員會の指令に基き香上銀行が外貨賣止めを行つたのに基き、この賣止めはインター・バンクのみでマーチャントに及ばなかつた爲に上海はノーマーケットの状態に陥り、ノミナルではあつたが六片を割るレートさへ示現した。此の儘放置するならば底知れない崩落が見込れるので、香上銀行はインター・バンクの取引を開始し、そのレートはマーチャント賣の六片半同様とした。それに依り市場は一應沈靜したが、法幣に對する不安の擴大は覆ふべくもなかつた。

突然行つた香上銀行の賣止原因に就ては種々な説があつた。即ち

- イ、貿易及爲替管理は効果薄く、法幣圏内の貿易情勢は刻々に悪化し、入超は増大の一途を辿つて居り、爲に去る三月設定された法幣安定資金は涸渇して來た。この儘放任するときは安定資金は蕩盡する外ない。
- ロ、外貨を無制限に賣る結果、維新政府は關稅收入の法幣、在華日本紡績は其の製品販賣代金たる法幣をして外貨取付を行つてゐた、之は蔣政權にとつては日本側に外貨を奪はれるものとして居り、その苦肉の策として外貨賣制限の擧を採るに至つた。
- ハ、北支に於ては聯銀の爲替集中が擴大強化され、中支に於ては華興銀行の輸出ビル買が開始されつゝあつた。その反擊對策として法幣を低落に導いて、以て聯銀、華興銀行への輸出ビル集中を妨害する。
- ニ、法定安定資金の英國側定貨五百萬磅は未拂込の状態にあつた。然るに支那側定貨五百萬磅は消費して終ひ愈々英國の出資を決行せざるを得なくなつた。そこで法幣を低位に置くことが英國の利益なればその見地より崩落を見越して賣止めした。
- ホ、輸出を増進し國際貸借を改善する方法として低爲替政策を採る必要があり、而も人爲策を排し法幣自體に新水準を發見せしめんとして賣止めを行つた。

等々である。右はその何れも當らぬものではないが、最直接的原因となつたのは、(イ)(ロ)(ハ)及(ニ)であらう。何れにせよ、崩落は免れない運命であつて何等怪しむに足りないと思ふべきだ。

斯かる法幣の崩落に對し、蔣政權はその脆弱性の露呈を蔽はんが爲、或は又人心の動搖を防止せんが爲に種々の陳辯を行つた。その要旨は

イ、今回の外貨の停止は政府が主動的に行つた、それは華興銀行券に依り法幣を吸収し、以て外貨取付を行はんとした日本側の包圍を防止せんとしたもので、之に依つて法幣對外信用に影響を蒙むることはない。

ロ、今回の措置を目して支那の在外資金或は法幣安定資金の涸渇に依ると観る者あるが、在外資金は本年一月末に二十億元を擁し、外國借款は相踵いで成立、對外信用は益向上しつゝあるから、法幣價值の低薄は一時的現象に過ぎらぬ。

ハ、例へ法幣の八片臺維持が結局困難となるにしても、國內的價值に變動がないから、却つて上海方面の資金は奥地流入を促進し、國內産業の開發に拍車を入れることゝならう。

と云ふにあるが、その多分に詭辯なることは後日第三次の崩落が起つたことに依り證せられるだらう。この第二次崩落(第一次外貨賣止め)は表面は法幣管理委員會の發案となつてゐるが、背後に英國の手が伸びてゐることは云ふまでもない、即ち幣制改革當時それに參畫した英蘭銀行員ローヂャスは蔣政權

財政顧問として香港に在り、外貨賣止めは彼と宋子文の提案になることは否定されない事實である。彼等の眞意を姑く政治的觀點を離れ經濟的に觀るならば、安定資金及在外資金の涸渇を防止するのと、低爲替政策に依つて輸入の防遏、輸出の振興を期せんとする正統派の見解に出發したことは疑はない、然しそれは支那の主要港が封鎖され、各地が占領されてゐると云ふ嚴然の事實を見落してゐる、そこに六片半維持策が間もなく崩落する原因がある。殊に輸入の抑止を圖らんとするも、その主要なもの綿花、綿絲、煙草、燃料等の生活必需品が大半を占め、その輸入減は民衆の犠牲を齎し、又多少の價格騰貴あるもその輸入抑止は困難と云ふべく、茲にも低爲替政策が早晩破綻せざるを得ない事由がある。

斯かる法幣の切下げと相俟つて重慶政府はデフレ政策を一層強行するに至つた。それは六月十九日聲明した公債元利拂の支拂の停止を先達とし、モラトリアムの擴大、戰時財政金融政策大綱の公布、輸入禁止辦法、爲替差額取得辦法、輸入爲替購入申請規則の實施等、一聯の戰時金融政策を強化した、その要旨を略述せん。

イ、公債元利拂停止聲明(六月十九日)

七月末元利拂豫定額五千六百六十萬三千五百元の關稅擔保内債たる復興、金融公債の元利拂を停止する旨を聲明し、爲に上海公債市場は混亂に陥り遂に二十日取引を中止した。

ロ、銀行及錢舗の預金引出制限の強化(六月二十二日實施)

上海の支那銀行及錢舖に對し政府俸給支拂を除き、預金引出一週間五百元以下に制限した。之は一昨年八月十三日以降の預金の引出制限を規定したもので、金融安定辦法(一昨年八月の「モラ」法律)は強化された理である。

因にこのモラに基くデフレの緩和策として新匯割が生れた。

ハ、戰時財政金融策大綱(六月二十二日)

(一) 西南方西北各省に金融網を張る、即ち資本の流動を容易ならしむる爲各省市に銀行を開設せしむる。

(二) 遊動資本を吸収し生産企業を促進せしむる爲貯蓄を奨励する。

(三) 華僑の國內送金を奨励する方策を講ずる、即ち國內の外貨資金増大の爲海外よりの送金網を確立する。

(四) 法幣の流通を制限し法幣が日本の手に渡ることを防遏する爲に戰區内にある地方金融機關に對し一元紙幣及一元未満の法幣券發行の權限を賦與する。

(五) 戰區内にある資源を日本側に利用されることを避け、又國內外貨準備を増大すると共に支那軍民の糧食を充足する爲戰區内の生産物は地方金融機關をして買付せしむ。

(六) 國內の金銀準備を増大する爲金銀集積の努力を倍加し金銀鑛の採掘を行ふ。

(七) 經濟金融調整の爲必要な經濟金融機關を戰區内に設立する。

(八) 日本側の各種紙幣の流通や外貨の流出を防止する爲外交手段を講ずる。

ニ、輸入禁止辦法(七月二日)

抗戰、建國及生活必需品以外の物品必需品なるも國產代用品ある物品、日本製品等の二百三十四種を輸入禁止する、それは昨年度の狀況から推定するも二億三千萬圓(米弗六千八百萬弗英磅千三百萬磅)の輸入節約となる。

ホ、爲替差額取得辦法(七月三日)

桐油、茶、豚毛、鑛物はバーター制に依り政府機關に依り輸出することとし、それ以外の商品を輸出するに當つては輸出ビルの代り金を奥地に於て支拂ふこととし、而も公定相場と實際相場との差額は補給する、即ち輸出奨励を行ふと共に法幣の海港流通を抑制した。

ヘ、輸入爲替購入申請規則(七月三日)

購入を許可せられた外國爲替は法定相場を以て賣却するが、法定相場と實際相場との差額は平衡費として納入せしむる、即ち法定相場を名目上維持しつつ、實際相場を公認し輸入阻止を期した。

以上一聯の法幣擁護策は、必然的な運命である法幣暴落を阻止せんとする苦肉の策であつたが、公債元利拂の停止は蔣政權財力の脆弱化を暴露したに過ぎず、モラの擴大は外貨兌換不能の法幣の化體たる

新滙割の發生となり、それは上海に於ける法幣が漸次機能を喪失することを意味し、輸入禁止を含む其他新法令は主要港が我方に占領され、又海港に於ける貿易は外人及邦人の手に歸したる今日に於ては、その無意義なることを俟たず、爲替差損の交附は香港經由輸出を助成する感あるも、それとても上海輸出に比し不利を免れざるを以て、その實効は期待するに足るものではない。

されば蔣政權の弄策如何に關はらず、法幣はそれ自體與へられた運命のコースを辿る外なかつた。第三次崩落は正にその表はれである。第三次崩落は七月十八日に起り第二次同様に香上銀行の外貨賣止めを發端とした。

即ち同行は十八日朝突如インター・バンクの外貨賣を中止し、爲に再びノー・マーケットの状態に陥り、更に二十日の華興券の法幣との絶縁は人氣を惡化しその日の市中相場は現物四片十六分三と激落して終つた。之に追隨し香上銀行はマーチャント賣を四片四分三に引下げたが、市中は賣手なく買手のみで翌二十一日には現物四片丁度、先物三片臺の唱値となつた、然るに二十二日に至り安定資金の四片以上賣出動説、或は利喰賣が表はれるに至り、市中は四片半に引返し漸く安定したのであつた。斯様に第三次崩落は幾分仕手關係に引連られた形勢あるも、その根本は國際收支の惡化に原因するは素よりにして、過去の蔣政策の法幣對策を一切無効に歸せしめた。而して蔣政權は例に依り談話を發表したが、この場合は日本側の法幣破壊工作を指摘し、今回の低落は遺憾なことではあるが、本來の經濟に重大な影響は

ないと云ふ様な抽象明辭句を羅列したに止り、何等具體的措置を提示しなかつた。既に萬策盡きたと云へやうが、この第三次崩落は法幣の維持は蔣政權の手を離れ、唯一英國側の態度に關はることを愈明白にしたとも觀られる。

その後法幣は三片半を底値として動いて來たが、蔣政權は國內占領地域への送金制限を嚴重ならしむる一方、國外流出の阻止に躍氣となるに至つた。前者は上海に於ける外貨取付を防止するにあることは勿論なるが、後者は香港への法幣廻送が少からざるものあり、爲に香港に於けるその投資が見られ、而もそのレートが上海のそれを動かすを以て香港への流出を防止せんとしたものである。乍然香港に法幣が集中するのは蔣政權要人の持出に基因するが多大と觀られ、如何なる防止策も無効に等しいであらう。

最近に於ては三片を往來し、而も先行不安の状況にある。而して日英會談が成立するならば恐らく愈外貨兌換は全く停止され、純然たる國內通貨と化するに至りその曉は第二の奉天票となるに至つたであらうが、その事實上決裂に因り小康を呈してゐる。然しダンチツヒ問題を繞る歐洲の險惡化は、英國の對支援助の放棄を齎すであらうから、第四次の崩落は眼前にある氣配を示してゐると觀るべきだ。

十二、法幣と對支通貨工作

上來の説述に依つて悲劇の主人公法幣の行方は、墓穴への接近にあると豫見せられるが、支那がアミ

一時的なると同様に法幣も亦アミーバー的な存在である、従つて文明國に於ける通貨の崩壊と軌を一にすることなく、極く緩慢裡に悪性インフレを再現し、最後に法幣は一片の反古と化するであらう。然しそれには法幣に代り得る通貨の登場を前提とせねばならぬ、それを具體的に云ふならば、聯銀券及華與券の信認を促進せしめ、その流通を擴大することが法幣を没落に導く先決條件である。

既述の通り法幣今日の醜狀は事變の産物、即ち我方事變目的遂行の結果にして、蔣政權戦闘の一要素としての經濟機構が破壊過程にあることを示し、我作戦の資と謂ふべきである。されば法幣は我方の攻撃に因つて没落の一手前にあるが、それを完全に没落せしむるには攻撃の手を緩めてはならない。而して法幣を繞る鬭争は過去に於ては我方と蔣政權とのそれであつたが、今や對手の主力は英國に移り、更に英國は國際勢力の結合を企圖して居り、勢の赴く所或は我方の打倒法幣の相手方は英、米、佛の合衡勢力に轉化するかも知れない。素より是等列強はその主標を片々たる支那の通貨制度の擁護に置くに非ずして、援蔣の一手段として法幣の擁護、否我方に對する間接射撃を敢行してゐるのだ。従つて事は我方と現狀維持群の支那を繞る國際争鬭戰なのであつて、その根源は頗る深いものである、されば我方としてはその如き國際勢力を排除し、東亞新秩序樹立の具體的内容の一環として、法幣の打倒と併行して支那新通貨制度の確立に邁進せねばならない。而も聯銀及華興銀行の我方支援は既に明となつてゐる故に、謂はゞ矢は弦を離れたのである、要はその強化を圖り所期する効果を擧ぐる外ないが、その具體

的方圖に就ては今後多幾攻究すべきものがある。

斯くて法幣は何處に行くかの命題は、法幣を何處に行かすむべきかに置き換へねばならぬ。動もせば法幣の崩壊に伴ひ、通貨方面に於ける我方の對支勢力は自然的に浸透すると觀測する向があるも、我方が荆棘の道を進むることなくして、通貨上の新秩序は到底樹立すべくもない、之を銘記し既定方針に邁進することが我方に與へられた唯一の途であるまいか。然らば今後如何にして聯銀、華興銀行のより一層なる強化を期するかといふ具體的問題になると、自ら幾多の困難が自覺されるが、イー・ジー・ゴeringな方法は飽まで避けねばならぬと共に、新通貨工作は經濟工作なると同時に作戦行動の一部門なることを理解しなくてはならない。それは熟慮もさることながら拙速主義の己むべからざることを意味し、必ずしも事前に萬全の措置を講ずるを待つて工作を進める態度を採らずに、一つ／＼既定方針を實行し、それに依り問題が起る場合はそれを個々に克服して行くといふ様な方策に出づべきではないかと思ふ。

既定方針を強力的に如何に實踐するかは具體論は憚かるが、特に中支に於て云へば「斷」の一字が必要ではあるまいか。勿論それには國際政局との睨合せを考慮すべきであるが、通貨工作に當りては技術的方法論に捉れ勝である、然し今日迄の経緯は技術的方法に依る前進は止揚すべき段階に到達したるやを覺らしめ、政治的達觀に依る善處が望しいのではあるまいか。

獨り通貨問題に限らず、支那の再建は政治的新局面を再スタートと観るべきかも知れない。然りとす
るならば汪精衛氏を中心とする中央政權の胎動に呼應し、我方工作の前進が企圖せられねばならない。
而もそれは事變解決の重要な一途にして、荏苒拱手するを許さないのである。重ねて謂ふ、國際政局
との睨合せ、否それを指導する抱負の下に、對支工作の全面的前進が期せられ、而もその重要部門とし
て法幣對策を本質的に取上げ、その實踐に向つて斷乎として進むべきである。

冒頭既述の通り法幣は蔣政權のバロメーターである、而も蔣政權は法幣を紐帶として支那大衆の人心
を把握してゐるのである、加之法幣はどうかるといふやうな批評的立場を執ることは許されず、どうす
べきか、否斯くすべきといふ結論は事變對策として既に提出されてゐるのである。

されば法幣餘命の絶滅に一切は集中しなければならない。それ等に關する説述は茲に觸れ得ないこと
を遺憾とする。(昭和十四年八月二十六日稿)



昭和十四年九月二十二日印刷
昭和十四年九月二十四日發行

(非賣品)

京城府南大門通三丁目百拾番地
編輯兼發行人 福井 隆 一
發行所 朝鮮銀行調査課
京城府南大門通三丁目百拾番地
印刷人 江口 英 二

池 406



